

12月5日

○議長（玉利道満君） これから本日の会議を開きます。
（午前10時00分開議）

○議長（玉利道満君） 会議は、お手元に配付してあります日程により議事を進めます。

○議長（玉利道満君）

日程第1、議案第77号 始良市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例制定の件

日程第2、議案第78号 始良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

日程第3、議案第79号 始良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件

日程第4、議案第80号 始良市道路の構造の技術的基準等に関する条例制定の件

日程第5、議案第81号 始良市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定の件

日程第6、議案第82号 始良市都市下水路の構造等の技術上の基準に関する条例制定の件

日程第7、議案第83号 始良市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定の件

日程第8、議案第84号 始良市墓地等の経営の許可等に関する条例制定の件

日程第9、議案第85号 始良市公園条例の一部を改正する条例の件

日程第10、議案第86号 始良市営住宅条例の一部を改正する条例の件

日程第11、議案第87号 始良市清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件

日程第12、議案第88号 始良市し尿処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件
及び

日程第13、議案第89号 始良市一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件

までの13案件を一括議題とします。

この13案件については、11月21日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、一括質疑に入ります。

5名の議員から質疑の通告がされておりますので、順次発言を許します。

まず、田口幸一議員の質疑を許します。

○5番（田口幸一君） それでは、順を追って質疑してまいります。

議案第77号、第1条、事業者等とあるが、始良市に事業者等が幾つあるか、法人格とはどのようなものか、例えば医療法人、財団法人等々あると考えるが、具体的に説明してください。

第2条、定員は29人以下とするとなっておりますが、特別養護老人ホームの定員とどのように違うのか、内容の説明を求めます。

議案第78号、第2条の2項、利用料の説明を求めます。

第5項、法定代理受領サービスについていろいろ書いてありますが、具体的な説明を求めます。

6項、常勤換算方法を、例を挙げて具体的な説明をしてください。

議案第81号、第1条、市長が管理する準用河川は始良市に幾つあるか、例を挙げて説明を求めます。水門及び樋門は始良市に幾つありますか、これも説明してください。

議案第83号、布設工事監督者及び水道技術管理者は、始良市に何人いて、どこに配置してありますか。

議案第84号、市長が認める墓地は、始良市に幾つありますか、例を挙げて説明をしてください。

議案第85号、第2条、1、市立公園、2、都市公園、3、公園施設、飛びまして、5、特定公園施設、6、普通公園、7、普通公園施設について、始良市の実態を説明してください。

議案第86号、第6条、各市営住宅の家賃はどうなっておりますか。保証人の件は第何条に書かれておりますか。

議案第87号、第4条の2、技術管理者は始良市に何人いて、どこどこに配置されておりますか。

議案第88号、第4条の2、技術管理者は始良市に何人か、始良衛生有限会社、岩掃と書いてありますが、有限会社岩掃の職員には資格は必要ないのか。

議案第89号、第3条の2、技術管理者の件について述べてください。何人の職員が働いているのですか。

それと、1回目はここまでですね、あとは次、次の件ですね。じゃあ、今のところの答弁を求めます。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第77号 始良市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例制定の件についての1点目のご質疑にお答えいたします。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業者については、現在始良市においては指定がなく、認知症対応型通所介護が4事業者、小規模多機能型居宅介護が6事業者、認知症対応型共同生活介護が13事業者の計23事業者を指定しております。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

法人については個人ではなく、営利法人の株式会社や非営利法人の医療法人や社会福祉法人などの法律上の権利、義務の主体とされているものであります。現在指定してる市内23事業者の内訳は、医療法人が9事業者、特定医療法人が4事業者、社会福祉法人が4事業者、有限会社が4事業者、株式会社が1事業者、特定非営利活動法人が1事業者であります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

介護保険制度では、定員29人以下の特別養護老人ホームを市町村長が指定する地域密着型介護老人福祉施設とし、定員30人以上の特別養護老人ホームについては、都道府県知事が指定する介護老人福祉施設としております。どちらの施設も入所者に対するサービス内容は同じであり、常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護を受けることができます。

議案第78号 始良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件についての1点目のご質疑にお答えいたします。

利用料は、地域密着型サービス事業者がそれぞれの指定地域密着型サービスを提供することにより、利用者から支払いを受ける対価のことであり、通常はそれぞれの指定地域密着型サービスに要した費用の1割となります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

介護保険のサービスは、利用したサービスの費用を全額利用者が支払い、その後に保険給付の請求を行って、一部を払い戻してもらい償還払い方式となっております。この方式では利用者の金銭的な負担が大きくなるため、各種介護サービスを提供したときに、事業所や施設が利用者にかわり、指定地域密着型サービスに要した費用の9割を受ける方法のことを法定代理受領方式としております。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

常勤換算方式とは当該事業所の従業者の人員数を、人員基準上の常勤者で換算する方法であり、事業所の従業者のそれぞれの勤務時間数を合計し、事業所において常勤者が本来勤務する1人分の時間数で除したときの人数で換算する方法であります。

具体的には1週間の勤務時間数を40時間と定めている事業所において、1日8時間勤務の週5日出勤の常勤者が2人と、1日4時間勤務の週5日出勤の非常勤者が2人であれば、延べ時間数としては、常勤者が8時間掛ける5日掛ける2人で80時間、非常勤者が4時間掛ける5日掛ける2人で40時間、合わせて120時間となり、1週間の勤務時間数40時間で割ると、常勤換算方式では3人となります。

議案第81号 始良市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定の件についてのご質疑にお答えいたします。

市内の準用河川は蒲生地区に20河川、始良地区に10河川、加治木地区に11河川あります。蒲生地区では戸ノ口の山林から小川内集落内を通過して田平川に流れる小川内川、始良地区では希望ヶ丘病院裏の山間部から重富中学校前の思川に流れる狩川、加治木地区では永原集落周辺から上木田集落内を通過して網掛川に流れる木田川が主なものであります。

市が設置し、管理する水門及び樋門で準用河川にあるものは、東川の下流部に設置してある東川水門の1か所であります。

次に、議案第83号 始良市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定の件についてのご質疑にお答えいたします。

布設工事監督者は水道の布設工事等に配置する技術者であり、工事ごとに配置する必要があります。また、水道技術管理者は水道の管理について技術上の業務を担当させるために、水道事業者は1人を配置しなければならないとなっております。

なお、布設工事監督者、水道技術管理者は上水道と簡易水道により、資格基準が異なりますので、上水道、簡易水道別に本市の資格保有者数をお答えします。

上水道における布設工事監督者についての資格保有者は11人、うち水道事業部に6人、水道技術管理者は15人、うち水道事業部に7人配置しております。

また、簡易水道の資格保有者につきましては、布設工事監督者が15人、うち水道事業部に7人、水道技術管理者は17人、うち水道事業部に8人配置しております。

議案第84号 始良市墓地等の経営の許可等に関する条例制定の件についてのご質疑にお答えいたします。

本市内においては市営の墓地等はありません。墓地については市全体で387か所あり、うち宗教法人等が経営しているものが3か所、管理組合を組織して運営されているものが116か所、個人的なものも含め、自治会等で管理運営されている墓地が268か所となっております。

また、納骨堂については市全体で18か所あり、うち宗教法人等が管理する納骨堂が14か所、管理組合で管理する納骨堂が2か所、自治会等で管理する納骨堂が2か所となっております。

議案第85号 始良市公園条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑にお答えいたします。

本市の市立公園は、本年11月1日現在において都市公園が36か所、普通公園が106か所、合計142か所あります。特定公園施設は公園施設の中で移動円滑化が特に必要なものであり、園路及び広場、屋根付広場、休憩所、管理事務所、駐車場、便所、水飲み場、手洗い場、掲示板、標識の10施設についての設置基準を今回設けるものであります。

公園施設、普通公園施設は公園利用のため必要な施設で、公園の規模や利用状況に合わせて適切に配置されております。これらの施設の主なものは、休憩所38か所、野球場などの運動施設7か所、便所42か所、管理事務所2か所などであります。

議案第86号 始良市営住宅条例の一部を改正する条例についてのご質疑にお答えいたします。

市営住宅の家賃は入居されている世帯全員の所得、住宅の規模や利便性などにより、住戸ごとに定められており、今回の改正により家賃の変更はありません。保証人につきましては、始良市営住宅条例第11条第1項第1号と第12条に規定しております。

議案第87号 始良市清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑にお答えいたします。

あいら清掃センターの技術管理者は場長として1人を配置しており、場長を含め5人の職員が従事しております。また、環境施設課にごみ処理施設技術管理士の資格を取得している職員を10人配置しており、4人の資格を持った委託先職員がおります。

議案第88号 始良市し尿処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑にお答えいたします。

あいらし尿処理場の技術管理者は場長として1人を配置しており、場長を含め6人で従事しております。また、環境施設課にし尿処理施設技術管理士の資格を取得している職員を9人配置しております。なお、始良衛生有限会社、有限会社岩掃につきましては収集運搬業者であり、これらの事業者の職員はし尿処理場の運転管理に従事しておりませんので、技術管理士の資格は必要ありません。

議案第89号 始良市一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑にお答えします。

あいら最終処分場における技術管理者は、場長として1人を配置しており、場長を含め2人の職員が従事しております。また、環境施設課に最終処分場施設技術管理士の資格を取得している職員を10人配置しております。

以上、お答えといたします。

○5番（田口幸一君） それでは、順を追ってお尋ねをいたします。

議案第77号で詳しく答弁いただきましたが、認知症対応型通所介護が4事業者、小規模多機能型居宅介護が6事業者、認知症対応型共同生活介護が13事業者というふうになっておりますが、合計で23事業者と、今私が申し上げましたこの4事業者、6事業者、13事業者の名前を説明してください。事

業者の数はわかりましたが、どこにどういう名前の施設があるかですね。

次に、医療法人が9事業者、特定医療法人が4事業者、社会福祉法人が4事業者、有限会社が4事業者、株式会社が1事業者、特定非営利活動法人が1事業者となっておりますが、株式会社とか特定、今私が言いました9事業者、4事業者、4事業者、4事業者、株式会社1事業者、特定非営利法人1事業者、その名前をお知らせください。

それから、ずっと飛びまして議案第83号、私はここで技術管理者とか、こういうのは自分で仕事をしてまいりましたので、勤めでですね、わかりますけど、その前に布設工事監督者というのがありますが、これ15人、必ず置かなければいけないというふうになっているわけですね、この条例で、これをこの布設工事監督者という、これの説明を求めます。

それから、議案第81号で水門及び樋門はどこどこにあるのか、また水門というのは思川水門とか、私は行って見ました、確認してみましたけど、もう繰り返しませんけど水門及び樋門はどこどこにあるのか、また樋門とはどのようなものか。

それから、議案第86号、平成24年度ももう12月です。下半期に入ってまいりましたが、市営住宅の家賃の滞納状況はどのようになっておりますか。これは11月末現在で結構ですからお示してください。

○建設部長（蔵町芳郎君） 議案第81号に伴う質問にお答えいたします。

樋門、水門はどこにあるのかということでございますが、答弁でありましたとおり準用河川に係るものは東川水門が1か所でございます。場所は縦貫道路のちょうど別府川がかかりますが、その上流側、右岸側に設置してあります。

それと、樋門とはどういうものかということでございますが、樋門、樋門と雨どいの「とい」とも樋門の「ひ」は読みますが、水が流れる構造物ということでございますが、ここで言う樋門は堤防内を横断する暗渠の水路の構造物で、ボックスカルバートなどで施工されたものを樋門といいます。また、比較的断面の小さなものは、円筒形のヒューム管などで施工されているものは、樋門ではなくて樋管と言うようでございます。

以上でございます。

それと、あっ、すいません、住宅の滞納状況につきましては、課長のほうで答弁いたします。

○建設部建築住宅課長（梶木正男君） 平成24年度の、すいません、建築住宅課の梶木です。お答えいたします。

平成24年度分の収納状況であります。12月3日現在、調定額2億5,711万6,500円に対しまして、収納額1億4,625万8,100円で約57%の収納率であります。

以上です。

○水道事業部長（富永博彰君） お答えします。

議案83号の水道布設の件ですが、布設工事監督者といいますのは、この条例からいきますと法の第12条に値するものでございますけれども、必ず工事をする場合には水道工事に関しましては主に水道管の布設がえ、あるいは布設、そういった工事をするときに、必ず工事執行伺いの場合に総括監督員から主任監督員、当然監督員、補助監督員、これを指示するようになっております。

これは土木なんかも一緒なんです。この中で内容としましては施工管理から出来形管理、品質管

理、写真管理、工程管理、事務労務管理、安全管理、それと現場管理、そういったものをする職員で
ございます。

以上です。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇裕君） お答えいたします。

まず、小規模、あっ、すいません、認知症の対応型の通所介護でございますが、事業所名称がデイ
サービス・グリーントウン、これが特定医療法人でございます。それからデイサービスコスモスあ
いら、これが有限会社でございます。それからハートフルケア始良、これが医療法人でございます。そ
れから山田デイサービスセンターやすらぎの里、これが社会福祉法人でございます。

それから、小規模多機能の事業所、6事業所でございますが、小規模多機能やすらぎの里が社会福
祉法人でございます。それから、小規模多機能ホームさざんかが社会福祉法人、小規模多機能ホーム
重富の里が特定医療法人、小規模多機能ホームケアレジデンスお福が医療法人、小規模多機能ホーム
ケアレジデンスとまり木が医療法人、それから小規模多機能ホームさくらさくらが医療法人でござい
ます。

それから、認知症の対応型の共同生活の13事業所でございますが、グループホームやすらぎの里が
社会福祉法人でございます。グループホームコスモスが有限会社、つどいの家が医療法人、グループ
ホームぽっぽえん、特定医療法人、グループホームなでしこ、医療法人、「いこいの里」花いちもん
め、株式会社でございます。グループホーム小山田の里、有限会社でございます。グループホームこ
ころ、有限会社でございます。グループホーム明倫館、これが特定非営利活動法人でございます。し
あわせの杜・ケアレジデンス木もれ日、医療法人でございます。さくらのお家、医療法人でございま
す。ろうけん大楠グループホーム「たんぼぼ」、医療法人でございます。最後に、グループホーム重
富の里、特定医療法人でございます。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） 次の医療法人の9事業者、それはまた管轄が違いますか。次のページですよ、
答弁の、答弁書の、特定医療法人4事業者、株式会社が1事業者、特定非営利活動……

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇裕君） 経営母体ごとの名称で申し上げますと、まず医療
法人でございますが、ハートフルケア始良、それから小規模多機能ホームケアレジデンスお福、小規
模多機能ホームケアレジデンスとまり木、小規模多機能ホームさくらさくら、それからつどいの家、
それからグループホームなでしこ、それからしあわせの杜・ケアレジデンス木もれ日、さくらのお家、
ろうけん大楠グループホーム「たんぼぼ」。

それから、特定医療法人はデイサービス・グリーントウン、それから小規模多機能ホーム重富の里、
グループホームぽっぽえん、それからグループホーム重富の里でございます。

それから、社会福祉法人は山田デイサービスセンターやすらぎの里、小規模多機能ホームやすらぎ
の里、小規模多機能ホームさざんか、グループホームやすらぎの里でございます。

それから、有限会社でございますが、デイサービスコスモスあいら、それからグループホームコス
モス、それからグループホーム小山田の里、そしてグループホームころろでございます。

それから、株式会社につきましては「いこいの里」花いちもんめでございます。

それから、特定非営利活動法人はグループホーム明倫館でございます。
以上でございます。

○5番（田口幸一君） 今詳しく福祉部次長が説明をしてくださいました。今この認知症のこの23事業者とその次のページの医療法人、今、読み上げてくださいました。始良市の介護者がお世話になっておられると思います。私は書きとめはならなかったですから、後で諏訪脇次長のところに行きますので、それをまた教えてくださいますでしょうか。そして、私は書きとめて市民に配りますので、以上で終わります。

○議長（玉利道満君） これで田口議員の質疑を終わります。
次に、湯川議員の質疑を許します。

○13番（湯川逸郎君） 議案第77号 始良市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例制定の件に質疑いたします。

質疑の内容といたしましては、地域主権一括法が昨年5月と8月に公布され、施設、公物の設置管理の基準は市の実情に応じて条例で定めることになっていると、なつたと、定めることになつたと、そこで今回の議案第77号で地域密着型の老人福祉施設の指定が現在、何箇所指定されているのか、これはもうさっき答弁がありました。またよろしくお願ひして答弁してください。

また、質疑、指定順序はどのような方法で行っているのか、方法で行い、どのようなメンバーで決定を、中身について決定されているのかを問うものでございます。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 湯川議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第77号 始良市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例制定の件についてのご質疑にお答えいたします。

地域密着型介護老人福祉施設については、本市内に指定した事業者は現在のところありません。

次に、指定の手順ですが、まず介護保険事業計画で整備目標とすべき地域密着型サービスを、サービスごと、事業計画年度ごとに位置づけを行い、日常生活圏域ごとに指定を行っていきます。具体的な指定方法は整備年度当初に募集を行い、応募のあった各法人の書類及びプレゼンテーションにより、始良市介護保険等運営推進協議会で選考の後、事業者へ内定を通知します。その後、事業者は施設の建設を行い、事業所の指定を市から受けることとなります。

なお、介護保険等運営推進協議会は、行政関係者、学識経験者、保健医療関係、福祉関係、各種団体の代表者及び在宅介護者、被保険者の20人以内で構成されております。

以上、お答えといたします。

○13番（湯川逸郎君） 1回目の質疑につきましては答弁もらいました。その内容につきまして、若干質疑を行ってまいりたいと思います。

まず、選考委員のメンバーというのが出てくるわけですが、この選考の後に事業者への内定を通知

しますということですが、そこで質疑として福祉施設の指定を受けておられる方がその選考委員の中に何名おられて、その選考委員の方々が意見を述べておられるということも聞いておりますが、そのあたりはどのようになっているのかをお答えください。質疑いたします。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇裕君） お答えいたします。

選考メンバーの中で福祉関係者は何名、施設の関係者は何名いるか、またどのような選考内容かということでございますが、選考委員会のほうでは、先ほどの答弁にもありましたように介護保険等運営推進委員会というところで、委員に各介護福祉施設の代表の方3名、それから在宅介護サービス事業者の方が2名、地域密着型サービス事業者の方が1名、合わせて6名の方に委員として参加していただいております。

選考方法でございますが、具体的には4種類の大きな項目ごと、日常生活圏域について、それから整備予定地の確保状況について、それから管理者について、それから事業主体について、それぞれ大きな項目ごとに評価をいただいて、そしてなお、あわせてその施設の代表の方のプレゼンテーション、そのあたりのご意見を聞きながら、4種類の大きな項目ごとに点数を評価していただいて選考していくと、そういう手順としております。

以上でございます。

○13番（湯川逸郎君） 選考メンバーの中身につきましてはわかりました。質疑、質疑で応答しましたから。

次に、これが一番問題になるところだと思っておりますが、非常に地域密着型のサービス事業で国、県、市の補助金等を活用し、施設等の拡充を図る上での選考許可が多く事業所に順番で許可されているのかどうか、これ、どうしてそういうことを質疑しているかといいますと、このことはやはり川内市等で既に実施されて、非常に喜ばれている施策であるということでもあります。ですから、本市としても条例制定後、事業所の均衡を図る上で大事なことと思っておりますが、始良市の政策方針の質疑として市長のご見解を伺います。

○福祉部長（窪田広志君） そのことについては、私のほうでお答えをいたしたいと思っております。

選考方法については副市長のほうやら、今次長のほうでも答弁で回答しているところでございますが、本市のほうでは順番で指定を行う方法ではなくて、整備年度ごとに年度当初に募集を行い、応募いただいた各法人の書類及び申請された事業者の代表の方のプレゼンテーションにより、介護保険等運営推進協議会の委員の皆様の意見に選考していただく方法で行っているところでございます。

議員仰せの薩摩川内市等の状況等も、今後調査していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） これで湯川議員の質疑を終わります。

次に、笹井義一議員の質疑を許します。

○2番（笹井義一君） 私は細かな質疑については、それぞれの常任委員会の中で詳細に調査していくわけでございますので、大きな観点から質疑をさせていただきます。

まず、議案第77号から議案第89号まで一括して質疑をいたします。

国は地域の自主性及び自立性を高めると言いながら、国の基準に沿った条例を制定して施行しなさいとこのように言っています。確かに条例化することによって、市民はそれぞれの事業の詳細を把握できることが可能になるというメリットは評価できますが、国の制度が変わるたびに目まぐるしく条例改正を行わなければならないというデメリットも予想されます。このようなことについて、執行部はどのように考えておられるのか。

今回は13の条例を制定、これは13の条例等の中には8つの条例制定と5つの改定と、改正ということでございますけれども、この仕事を、業務をするために、国の経費助成はこれまでと従来のこととそれからこれから、結局私が言ってるのは主権を地方に移行しますというようなことを言っているわけですから、これからどのような違いがあるのかをお示し願いたいと思います。

○市長（笹山義弘君） 笹井議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第77号から議案第89号までの地域主権一括法関連条例の制定等の13件の議案全体に係るご質疑についてお答えいたします。

今回の地域主権一括法による義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大につきましては、地域の住民を代表する議会の審議を通じ、地方公共団体みずからの判断と責任において、行政を実施する仕組みに改めていくことで、地域の実情に合った最適な行政サービスの提供を実現することを目指すものとされております。

今回上程いたしました13件の地域主権一括法関連条例議案につきましては、それぞれの関係法律において従うべき基準、標準とする基準、参酌すべき基準の類型に基づき、さらに関係政省令において具体的な基準が定められ、それらの基準がどのような性格のものかに留意し、また市民からの意見等を踏まえ、庁内でも十分検討した上で本市の実情に即した基準を定める条例として制定するものであります。

これまで、法令により全国画一的に定められていた公営住宅の入居、整備基準、道路の構造に関する基準など、施設、公物設置管理の基準等が条例に委任されたことは、本市にとりましても有効に作用するものと認識しております。

また、今後国の制度が変わるたびに条例改正を行わなければならないのでは、というご指摘につきましては、従前は国の基準に縛られていたことから、当該関係法令の改正のたびにそれを根拠とする条例の改正等を行わなければなりません。しかし、今後は国の法令等の改正があった場合には、どのような類型に位置づけられ、またどのような具体的な基準が定められているかなど、本市の実情を照らし合わせ十分検証した上で、本市の判断と責任において条例の制定あるいは改正を行うこととなります。

また、事業を行うための国からの経費助成に係る従前との違いは、今回の13件の関連議案について地域主権一括法による条例制定権の拡大に伴う本市における各種基準を定めるための条例の制定等であり、当該条例制定に係る国からの経費助成といったものではありません。

一方で同法による基礎自治体への権限移譲において、今年度権限移譲された事務に対しましては、地方交付税により所要の措置が講じられることとされております。

以上、お答えいたします。

○2番（笹井義一君） ただいま、この答弁の中にこのように回答されております。

今後も国の制度が変わるたびに条例改正を行わなければならないのではという指摘については、従前の国の基準に縛られていたことから、当該関連、関係法令の改正のたびにそれを根拠とする条例の改正を行わなければなりません。これからです、しかし、今後は国の法令等の改正があった場合にはどのような類型に位置づけられ、またどのような具体的な基準が定められているかなど、本市の実情と照らし合せ十分検証した上で、本市の判断と責任において条例の制定あるいは改正を行うと、このように書いてあるわけでございます。答弁されたわけでありませぬ。

しかし、今回の基準の区分の中に従うべき基準、それから標準とする基準、参酌すべき基準とこの3つの基準の区分がございました。そして、その今始良市が新たにたくろうとする条例に対する拘束力というのが定められているわけです。

当該、例えば1つ目の従うべき基準というのは、当該基準に従う範囲内の内容であれば許容されるが、必ず適合しなければならない基準、きっちりこれは型でもうたがではめられております。2つ目が標準とする基準、合理的な理由がない限り、国の基準どおりと定める。3つ目が参酌すべき基準、十分参酌した結果であれば、地域の実情により国の基準と異なる内容を求めることができる。ここでやっとな市独自の条例として定めることが、決めることができますよというような、こういう言い方になってきてるわけです。

ですから、このことが先ほど言われた内容が本当にそうなのか、国が法律を改定しました、そのときにやはりここが生きてくると縛られた形のものの中で我々は条例を改正して、そしてそれに従って事業を行っていかねばならないと、このように考えるわけなんです。

このことについて、もう一回その見解をお示し願いたい。私が危惧していることが本当にそうじゃないと、本市の実情と照らし合せ十分検証した上で、本市の判断と責任において条例の制定あるいは改定を行うことになると、本当にそうなるのかも一回お聞きします。

それから、権限移譲によっていろんな事務事業が市に移ってくる、県からあるいは国から市に移ってくる。ところが、仕事は移ってきても人は移ってこないわけですね。人が移って国家公務員が減って、国家公務員が地方のほうに仕事と一緒に移ってくるんだしたら何も申しませんけれども、仕事は移してくるけれども職員は移ってきません。人は移ってきません。仕事はその市町村でやっていかなきゃ、地方自治体でやっていかなければならないと、このようになってまいるわけでございますけれども、この答弁書で地方交付税により所定の措置が講じられる。全てのものが地方交付税で井でどぼんとやって、何がどこにどれだけ入っているのか、財政の担当であつてもどれがどれで、これがこれでという仕分けができないんじゃないかというふうに感じるわけなんです。実際そのとおりのようなことをよく聞きます。その点についても少しお答え願いたいと思います。

○行政改革推進室長（小野 実君） お答えいたします。

今、副市長のほうから答弁がございましたように、議員が仰せのとおり3とおりの基準という形がありますので、それに従いまして今回検証し、13の議案、8の制定と5つの一部改正をいたしました。

今後、今回制定及び改正した部分につきましては、国の政省令が変わったとしても制定された中身によって、市の状況に応じて改正する必要がなければそのまま条例を、そのまま継続することは可能であるということになります。ただし、今後また新たに今回国のほうの解散がありましたので、第3次

一括法が廃案となっておりますけど、恐らくこれがまた今後されると思いますので、それに伴う一部改正、条例の制定及びそれから改正に関しては、先ほど申しました参酌、この3つの方針に基づいて制定することになるだろうと思います。

それと、財政的な部分でございます。今議員仰せのとおり権限移譲に関しましては、今まで都道府県が行っていた業務を全て市町村のほうに移行、移譲するということになりますが、人の人員の配置云々等については全くございません。と同時に、議員仰せのとおり地方交付税で、交付税で措置するというようになっておりますけれども、先般一般質問でも回答しましたように、今回始良市に権限移譲された部分につきましては事務量があるものはございません。ただ、来年の4月以降に、部分について若干の事務量がふえてまいりますので、それについては交付税措置されておりますが、ただ議員仰せのとおり積算の基礎というのはちょっと明確にされておられませんので、どこにどれだけ入っているか、ちょっと我々のほうでもまだ積算できないところでございます。

○2番（笹井義一君） 今大切なところを述べられたように、私も受け取りました。やはりこれは経費が生ずるのは25年度以降でございますから、ですからやはり行政としては、執行部としましては、この事業が移行したこと、移管したことによって、本当にどれだけの経費をここで必要としたのかということとはしっかりと検証して、そして地方、地方に事業が来たことによって、どれだけの人件費とどれだけの経費を必要として使ったのかということとはやはりしっかり把握する。これが大事なことではなかろうかと思っております。そのことを一つはしっかりやっていただきたいということを要望したいと思います。

以上で終わります。

○議長（玉利道満君） これで笹井議員の質疑は終わります。

次に、川辺信一議員の質疑を許します。

○12番（川辺信一君） 議案78号について質疑いたします。

1点目は、第2章、第3章のサービスは始良市において実施されているのか。

2点目は、実施されているのなら、どの程度の事業所で行われているか。

3点目は、第8章5節のユニット型とはどのような内容か示せ。

4点目は、第9章の複合型サービスとはどのような内容か示せ。

5点目は、第2章から第9章までの許認可等の事務を行うことになるのか、また実施されるのなら市の事務量やスタッフ増、予算増が見込まれるが、これは県とかでなしに国ですかね、国からの財源の助成はどうなっているのかお尋ねします。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 川辺議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第78号 始良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件についての1点目及び2点目のご質疑についてお答えいたします。

第2章の定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び第3章の夜間対応型訪問介護につきまして、本市

内においてサービスは実施されておられません。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設とは、共同生活室と原則個室の居室等によって一体的に構成されたもので、1ユニットの入居定員は10人以下の設備基準であり、居室空間の向上やプライバシーの確保などが従来の多床室との違いであります。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

複合型サービスとは、平成24年の介護保険制度の改正に伴い、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を有したサービスとして創設されたもので、利用者の状態に応じて通い、泊り、訪問介護、訪問看護を柔軟に提供するサービスであります。

5点目のご質疑についてお答えいたします。

平成18年の介護保険制度改正に伴い、地域密着型サービスの指定、指導監督の事務は市町村の権限となり、18年度から実施しております。事務等に伴う経費については、地域密着型サービス利用者数をもとに交付税の需要額に算定されております。

また、地域密着型サービスの介護給付費は、国、県、市及び保険料で負担しております。

以上、お答えいたします。

○12番（川辺信一君） 再質疑をしますけれども、1点目の定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護はまだ実施されていないということなのですが、今後このようなサービスが実施されるということを期待してよろしいのだろうかということですが、それと、こういったサービスが実施されるに伴いまして介護給付費が増加するというふうに考えていいのかどうか。

それと、5点目の介護給付費の負担割合です。これが国と県と市及び保険料で負担しております。回答がありますが、国、県、市の負担割合を示してもらいたい。

以上です。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇裕君） お答えいたします。

まず、1点目の定期巡回・随時対応型の訪問介護看護、それから夜間対応型の訪問介護の今後のサービス提供に期待していいのかというご質疑だと思いますが、このサービス、2つにつきましては現在市内においてはこのサービスではございませんが、夜間の介護、看護の体制としましてはヘルパーさん、訪問介護においては6事業所、それから訪問看護においては3事業所において、24時間の対応が可能という形でサービス提供体制として公表されておりますので、利用希望者がいましたら介護サービス計画の中に位置づけて利用できるものと考えております。

この地域密着型サービスにつきましては、サービス利用の意向等を調査することとして、第5期の事業計画の中で事業所新規開設については先ほど答弁もいたしました。介護保険等運営推進協議会、この中で検討する予定としております。

それから、給付費が増加するののかということのご質疑でございますが、サービス料はあくまでもこの指定に関しましてはその受けるほうというか、そのサービスを提供するほうの指定でございまして、それを利用される方が増加するとどうしてもサービス料、給付費がふえて、なおかつそれに比例して保険料のほうもふえていくという形になると考えております。

それから、給付費の負担割合でございまして、国のほうが25%、県が12.5%、市も同じく12.5%、

それから保険料のほうに合わせて、保険料のほうで50%で負担割合となっております。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） これで川辺議員の質疑を終わります。

次に、堀広子議員の質疑を許します。

○24番（堀 広子君） 議案第77号から質問いたします。指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例制定の件について質疑いたします。

地域主権一括法によりまして議案77号は従うべき基準とされ、条例を制定するものですが、この従うべき基準は見直しが前提となっております。当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されると定義されておまして、自治体が地域の実情に応じて基準の引き下げはできないけれども、省令の基準以上に引き上げることは可能なのか、可能になるのかですね、また、そのことの検討はされたのかをお伺いいたします。

議案第78号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件につきましては、つきまして、自治体の裁量で基準設定が可能になり、従うべき基準と標準とする基準、参酌すべき基準と3つの基準が定められました。

標準や自由度が最も高い参酌すべき基準では、人員等の削減が行われている中で基準の引き下げや規制緩和、公務の民間化が懸念されますが、始良市ではそのようなことはないのかお伺いいたします。

第87号 始良市清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について伺います。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で参酌すべき基準とされましたが、本来、公衆衛生にかかわる最低基準や業務の質、専門性、安全性を担保する資格要件、技術的基準などは国が法令で定め、必要な財源を担保するのが基本であると考えます。よって、従うべき基準にすべきと思いますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 堀議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第77号 始良市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例制定の件についてのご質疑にお答えいたします。

従うべき基準につきましては、法的には必ず適合しなければならない基準とされており、条例で異なる内容を定めることは許容されませんが、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されております。

本件は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員と、指定地域密着型サービス事業者等の申請者の資格の規定に関する基準であり、従前の省令と同じ基準で規定しております。

しかしながら、市といたしましては今回の条例制定につきまして、関連する政省令で定められた基準を十分検討し、特に市民生活に影響を及ぼすと考えられましたので、パブリックコメント制度により意見募集を行った上で、始良市の基準として上程しております。

議案第78号 始良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条

例制定の件についてのご質疑にお答えいたします。

本件は関連する政省令で定められた基準を十分検討した結果、自由度が最も高い参酌すべき基準に該当する利用者等に提供するサービスの状況等に関する書類の整備に関しましては、保存期間を2年間に5年間に引き上げております。なお、市といたしましては利用者に直接的に影響を及ぼす人員及び設備基準等は、現行基準と同様の内容で規定しております。

議案第87号 始良市清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑にお答えいたします。

平成24年6月21日付で環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知により、一般廃棄物処理施設を設置する市町村は技術管理者の資格の基準を定め、条例制定の基準は参酌すべき基準とすることとなっております。

参酌すべき基準とは、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容されておりますが、条例制定にあたっては技術管理者の質が低下しないように考慮する必要があると、始良市では現行の省令の基準を検討した結果、廃棄物処理施設に必要な技術管理士の資格者が10人おり、必要十分であると判断し、国の基準と同じ内容を条例で定めることといたしました。

以上、お答えいたします。

○24番（堀 広子君） 3つの基準が示されたわけですが、この3つの基準の解釈と運用についてお尋ねいたします。

まず、今回77号では住民の市民生活に影響を及ぼすことが考えられるので、意見募集を行ったりということで、基準を十分検討して条例化したということですが、この77号での従うべき基準の解釈についてでございますけれども、国の基準を維持するという事は一定評価することですが、しかし国の基準が低い場合、これは見直しをして引き上げることができるかと理解していいものなのでしょうか、解釈の件でお尋ねいたします。

○行政改革推進室長（小野 実君） お答えいたします。

総括的な部分でございますので、私のほうからお答えしたいと思います。

今回先ほども述べましたように、3つの基準がございます。従うべき基準、これにつきましては政省令で定めた範囲内、1つ、例えば言いますと、5から10の範囲内で基準を定めてよろしいですよという規定があった場合に、始良市において8の基準を定めることは可能であるということになります。ですので、先ほど今議員が言われるように5以下で定めることもできませんし、10以上で定める基準をすぐ今回については定めることはできないという形で、この範囲内の中での基準を定めることは可能ですよということですので、従うべき基準についてはこの範囲内で定めるということになります。

以上です。

○24番（堀 広子君） ということは、その範囲内で引き上げも、引き下げることはできませんけれども、引き上げることは可能だというふうに理解してよろしいわけですね。

78号におきましては、参酌すべき基準についてでございますけれども、現行の内容とするというものでございますが、参酌すべき基準の、これは国が定めた参酌すべき基準というのは基準の引き下げが可能になるように、なるようでございますが、住民サービスのやっぱり低下につながることも懸念

することなんです、そういう意味で十分な審議をされ、あるいは内容の精査が必要だと思いますけれども、この件については人員や設備の基準等がありますので、どのように受けとめていらっしゃいますでしょうか。

○行政改革推進室長（小野 実君） お答えいたします。

今回この条例制定と一部改正に関しまして、市の考え、基本的な考え方を申し上げたいと思います。

まず、今回先ほど言いましたように3種類の基準的な部分の類型に従いまして、市のほうで2点ほどの考え方を示し、考慮いたしました。そのまず1点目が国が示している基準が最低基準であるという判断をしまして、その中において行政、市において行政主導等により基準を上回る運用をしているもの、それから市の施策の推進のために必要と認められるもの、または市を取り巻く状況や市民の状況など、現状から公益上必要と認めるものにおいては当条例において基準を強化し、または緩和する方向で検討いたしました。

また、2点目につきましては、本市の実情等に照らした上で、全国一律の水準を確保することが妥当であると認めるものについては、国の基準を維持したものを当該条例に規定することといたしました。その結果、今回13の議案につきましては、国の基準に従ったほうが妥当であろうという判断のもとで、各部署においてそれを協議した上で条例制定しているということになります。

以上です。

○議長（玉利道満君） これで堀議員の質疑を終わります。

以上で日程第1、議案第77号から日程第13、議案第89号までの一括質疑を終わります。

これより議案処理に入ります。議案処理につきましては、先に配付しました議案処理一覧のとおり処理します。

日程第1、議案第77号 始良市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例制定の件から、日程第13、議案第89号 始良市一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件までの13案件は、先に配付しました議案処理一覧のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長（玉利道満君）

日程第14、議案第90号 始良市暴力団排除条例制定の件

日程第15、議案第91号 始良市公平委員会設置条例制定の件

日程第16、議案第92号 始良市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例制定の件

日程第17、議案第93号 始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件

日程第18、議案第94号 始良市職員定数条例の一部を改正する条例の件

日程第19、議案第95号 始良市部設置条例の一部を改正する条例の件

日程第20、議案第96号 始良市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の件

日程第21、議案第97号 始良市育英資金条例及び始良市育英事業基金条例の一部を改正する条例の件

日程第22、議案第98号 始良市税条例の一部を改正する条例の件

- 日程第23、議案第104号 市道路線廃止の件（上野崎線）
 日程第24、議案第105号 市道路線廃止の件（第1帖佐ニュータウン1号線）
 日程第25、議案第106号 市道路線廃止の件（第1帖佐ニュータウン2号線）
 日程第26、議案第107号 市道路線認定の件（松原町地内「帖佐第一土地区画整理地内」68路線）
 日程第27、議案第108号 市道路線認定の件（宮田ケ岡タウン1号線）
 日程第28、議案第109号 市道路線認定の件（宮田ケ岡タウン2号線）
 日程第29、議案第110号 市道路線認定の件（宮田ケ岡タウン3号線）
 日程第30、議案第111号 市道路線認定の件（花タウンはるけ1号線）
 日程第31、議案第112号 市道路線認定の件（花タウンはるけ2号線）
 日程第32、議案第113号 市道路線認定の件（花タウンはるけ3号線）
 日程第33、議案第114号 市道路線認定の件（南加祢ケ原タウン1号線）
 日程第34、議案第115号 市道路線認定の件（南加祢ケ原タウン2号線）
 日程第35、議案第116号 市道路線認定の件（南加祢ケ原タウン3号線）
 日程第36、議案第117号 市道路線認定の件（上野崎線）
 日程第37、議案第118号 始良・伊佐地区介護保険組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について
 日程第38、議案第119号 始良市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の廃止について
 日程第39、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件

及び

- 日程第40、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件

までの27案件を一括議題とします。

この27案件については、11月21日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、一括質疑に入ります。

6名の議員から質疑の通告がなされておりますので、順次発言を許します。

まず、田口幸一議員の質疑を許します。

- 5番（田口幸一君） 議案第97号 始良市育英資金条例及び始良市育英事業基金条例の一部を改正する条例の件です。

この第2条、現在、基金は幾らあるのか。

第3条、高校生、専修学校生、高専生、大学生で、何人が育英資金を受けているのか。そして、その合計額はいくらか。また、それぞれの貸与額はいくらか、育英資金の滞納額はいくらでその内訳の説明を求めます。

- 市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

- 教育長（小倉寛恒君） 議案第97号 始良市育英資金条例及び始良市育英事業基金条例の一部を改正する条例の件についての1点目から3点目までのご質疑につきましては、関連がありますので一括して、また里山議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

現在の基金額は2億534万4,882円であります。平成24年度に育英資金を受けている奨学生の人数及び金額は、高校生が14人で252万円、専修学校生が4人で144万円、高専生が7人で198万円、大学生が22人で792万円となり、合計が47人で1,386万円であります。

育英資金の滞納額は、平成23年度末で736万8,000円の25人分であります。また、「基金の範囲内」と文言を修正することについては、これまで育英資金の貸付金を歳出予算に計上し、返還金を歳入予算に受け入れておりましたが、基金化を図ったことにより、基金からの貸し付けと基金への返還に変わることになったためであります。

以上、お答えいたします。

○5番(田口幸一君) 今答弁をいただきましたが、この育英資金の滞納額は平成23年度末で、これは決算ですね、23年度の、736万8,000円の25人分でありますという答弁、説明でございますが、さっきも言いましたけど、もう平成24年度も12月、きょうは5日でございます。その後この23年度末のこの736万8,000円、25人分のその後、現在12月5日、12月5日と言えば、きょうですから、11月末現在でいいと思うんですが、その後の追跡調査を行ったのですか、この滞納の25人分の、現時点ではどのようになっておりますか。

○教育部次長兼教育総務課長(室屋和孝君) お答えいたします。

まず、口座引き落としを通常できなかった方については、その後すぐ納付書と支払いの通知を送っております。この25名の方につきましては、催告状を今回3回ほど送りまして、そのうち1回は簡易書留で住所の確認等を行うということを行っております。

そして、その中でその後、私どものほうで始良市内に住んでいる方を対象に、滞納の対象の方を回しまして現状把握を行っております。そのときに数名につきましては再度支払いをするというような誓約をもらっておるところであります。

以上でお答えとします。

○5番(田口幸一君) 誓約はもらっておられるということですが、それはわかります。その後の追跡調査で詳細はわからないんですか、何人でどれぐらい返ってきていると、それともう一つ、今までは返還金を歳入予算に受け入れておりましたがと、基金化を図ったことによりとなっておりますが、これはどのようになりますか。返還金を今まで歳入予算、予算に受け入れておりましたが、基金化を図ったことによりと、この2点を説明してください。

○教育部次長兼教育総務課長(室屋和孝君) お答えいたします。

中の2名ほどにつきましては、毎月1万から2万円ずつ新たに口座引き落としとして、支払いをしていただくようにしておるところであります。ほかの方につきましてはなかなか現状、就職がうまくいかなかったり、あと支払いがなかなか困難ということで、まだその約束ができておりませんので、今後また回しまして再度お願いをしていきたいというふうに考えております。

それと、滞納者の金額につきましては、22年度と23年度を比較しましたところ、22年度からしますと21万3,000円ほどふえております。

それと、あと変わったことによって、基金に受け入れることによってどのように変わったかという

件ですけれども、これにつきましては今まで歳入のほうで受け入れておりましたが、今後は基金のほうから支出して基金のほうに受け入れるということになりますので、今まではその予算の中で貸し付けを行っていましたが、人数がふえて予算が足りないというようなことが発生する可能性もありましたけれども、今回基金の中でやっておりますので、そのような問題というのは解消していくものというふうに考えているところです。

○議長（玉利道満君） これで田口議員の質疑を終わります。

第97号については、田口議員と重複している質疑者が里山議員です。重複している項目について質疑はありませんか。

○23番（里山和子君） 今回その基金から、基金の中でやりくりをすると一般会計の予算、歳入歳出には出てこないというふうになるということなんですけれども、足りない場合が出てくる可能性があるから一般会計のほうでやってたと思うんですけど、基金が今2億534万4,882円あるということなんですけれども、足りるのではないかと思うんですけども、これを打ち切ることによって、基金で賄えないというようなことなどは想定されることはないですか。

○教育部次長兼教育総務課長（室屋和孝君） 今、貸し付けを行ってあります額が1億9,000万ほどです。あつ、1億900万ほどです。手元にありますが、23年度末で9,600万ほどあります。ですから、一応、今、貸し付けている額と返ってくる額が今ほぼ均等しておりますので、当面のところは不足することはないというふうに考えているところです。

○23番（里山和子君） 足りないことはないというふうに言われておりますけれども、やっぱりこれから生活は、消費税もまた上がる可能性もありますし、生活はどんどんこうよくするようにしないといけないんですけども、この不況が続いている中ではやっぱりどの子にも公平に学問を受けてもらうためには、奨学金制度というのは大変重要な制度だと思っているんですけども、やっぱり一般会計のほうでできるようにその余地を残しておくということは、やっぱりある意味では大事なことはないかと思うんですけども、教育長、そのあたりいかがお考えでしょうか。

○教育部長（湯川忠治君） お答えいたします。

今回基金化したということは、ただいま次長のほうから説明があったわけですが、予算を編成する中で歳出予算を組むわけですけれども、希望者が多くて審査に通った者の合計がその歳出予算額を超えてしまいますと、対応できないケースが出てくるということが考えられるということで、今回基金から直接貸し付けを、貸し付けていうか、貸与を行うという制度にしたものでございます。

今後、基金が目減りして、どうしてもそういう対象者に影響が出るようなことがあれば、またそのときにはこの条例を改正した形で、予算化も考えなければならぬこともあるとは考えます。ただ、基金に対しての寄附金というものも受け付けておりますので、その辺のまた基金に寄附をしてくれるような方々に対してのお願いもしていかなければならないかというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） これで、議案第97号については田口議員との重複項目の質疑を終わります。
次に、湯川逸郎議員の質疑を許します。

○13番（湯川逸郎君） 議案第90号 始良市暴力団排除条例の制定の件について質疑を行います。
今回、始良市暴力団排除条例制定の件が平成25年4月1日から施行されるが、暴力団の排除を推進してもって市民の安全で平穏な生活の確保を図ることを目的とされております。
しかし、現在条例が完備されていないために、本市に何名ほど構成員が存在しているのか、また地区ごとにどのような状況になっているのかもわかりません。ですから、この条例制定後、どのような政策で暴力団の排除を行う考えかを質疑いたします。

○市長（笹山義弘君） 湯川議員のご質疑についてお答えいたします。

議案第90号 始良市暴力団排除条例制定の件についてのご質疑にお答えいたします。

本条例の趣旨につきましては、鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例がありますが、依然として暴力団の活動を封じ切れない現状から、この県条例を補完する形で市の条例を制定し、より強力に暴力団の活動を封じ込め、暴力団そのものを排除しようとするものであります。

そこで、本条例では本市が行う契約や事務及び事業からの暴力団排除と、青少年に対する暴力団排除教育の推進を2本の大きな柱として、各条文を構成したところであります。

したがって、本市の政策目標といたしましては、本条例を安全・安心に暮せる環境整備の一つとして捉え、警察をはじめとする関係機関や市民、各事業所などと連携を図りながら、本市が行う契約や事務及び事業からの、事業から暴力団を排除するとともに暴力団からの犯罪被害の防止や暴力団組織に属することがないよう、青少年への教育も拡充していきたいと考えております。

なお、先般始良警察署に対して、本市に居住する暴力団員について確認したところ、本市には20数人の暴力団構成員が居住するとの回答でありました。

以上、お答えいたします。

○13番（湯川逸郎君） 暴力団の構成員が20人ということはわかりました。

次に、同じような質疑になるわけですが、提案理由においては暴力団に利することのないようにと述べられておられますが、法律で定められた暴力団を一般の住民はどのようにして暴力団員として見分けていくのか、その基準を、また市の事務事業や公の施設の使用を制限する方法はどのようにしてなさる考えかを質疑いたします。

○危機管理監兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

現段階では警察からの情報は極めて特殊性の高い情報となることから、捜査上の問題や個人情報等といたしましても捉えることができるということから、本市におきまして知り得ることは大変難しいようでございます。

一般市民が暴力団員であるか否かという見分けにつきましては、現段階では難しいと言うことしかできないようでございます。

それから、本市の事業、事務及び事業につきましてはの対応でございますが、対象となる者が暴力団員等の疑いがあるというような認める場合につきましては、これを警察等の関係機関に情報提供を申し

上げ、必要な情報を得た上で、この者が暴力団員であった場合は本条例に基づいて厳正に対処することといたします。

以上でございます。

○13番（湯川逸郎君） 非常に答弁も難しいということですが、本来この条例を制定するにあたっては、やはりそのあたりまで県との条例の関係が出てくるわけですので、どのようにしていくのかということ、それから事務事業の中において市の事務事業はなかなか難しいと、どっちにしても一般の住民というのは見分けることはできないというようなことになっておりますので、今後それらが明解にわかるようなシステムをつくっていただけりゃあとということを要望して私は質問を終わります。質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） これで湯川議員の質疑を終わります。

次に、神村次郎議員の質疑を許します。

○19番（神村次郎君） まず、議案第91号 公平委員会設置条例制定の件であります。

この公平委員会については、これまで合併協議会でも議論をされまして、2年間の委託期間を経て今回条例化をするということで、早期の設置に努力をされたことを評価をするところです。

公平委員会の権限は職員の給与、勤務時間、その他、勤務条件に関する措置の要求を審査をして必要な措置をとること、それから不利益な処分について不服申し立てに対する裁決または決定をすること、あと一つ、職員の苦情を処理すること、このようなことが権限になるようではありますが、2点についてお伺いをいたします。

公平委員会の構成はどのようになるのか。2番目、不当労働行為など、かなり労働法などの経験、専門性も求められますが、労働者の代表が入るのか。

2点目ですが、議案第93号 始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例についてであります。地方公共団体における多様化、高度化した住民ニーズに対応するために、国では総務省で調査、研究されて提言をされたということですが、任期の定めのない常勤職員と同様の本格的に業務に従事することが可能な制度として法律化をされ、条例化に向けて準備をされたことだろうと思っておりますが、以下、3点についてお伺いいたします。

制度導入にあたって運用する職種は何か。2番目、全国的にこの制度を行っている自治体は少ないと聞いていますが、本県ではどれぐらいの状況なのか、実例を挙げてください。3番目、他の自治体ではどのような運用をされているのかお伺いします。

それから、議案第95号です。部設置条例の一部を改正する条例ですが、今後の再編計画はどのようになるのか、そのような部署があるのかお尋ねをします。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 神村議員のご質疑についてお答えいたします。

議案第91号 始良市公平委員会設置条例制定の件についての1点目と2点目のご質疑につきましては、関連がありますので一括して、また里山議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

公平委員会は3人の委員で組織され、任期は4年、委員は議会の同意を得て地方公共団体の長が選

任するとされております。委員の選任にあたりましては、本条例の議決をいただいた後、労働法などに関する知識があり、労使双方の立場を公平に理解、判断できる方を選定したいと考えております。

議案第93号 始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件についての1点目のご質疑について、川辺議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

任期付職員は高度な専門的業務に従事する職員、専門的業務に従事する職員及び一般的な業務に従事する職員の3つに分けられます。高度な専門的業務につきましては弁護士や公認会計士など、専門的業務につきましては保健師や保育士など、一般的業務につきましては市税徴収員などを想定しております。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

県内におきましては、鹿児島県をはじめ、指宿市が平成18年12月に、薩摩川内市が23年3月に、南さつま市が本年6月に一般職の任期付職員に係る条例を制定しております。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

他の自治体における運用についてであります。市職員では習得が困難な高度で専門性の高い知識や経験が必要となる業務として、例えば市民相談をはじめ、訴訟事案対応やコンプライアンスいわゆる法令遵守などの推進など、法務政策分野の充実、強化を図るために弁護士を採用している自治体もあります。

また、多様で柔軟な任用が可能であることから、一定の期間、業務量の増加が見込まれる業務に、任期を定めて任期付職員を採用している自治体もあるようであります。

議案第95号 始良市部設置条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑にお答えいたします。

今後の組織再編についての基本的な考え方ではありますが、平成27年度からの普通交付税の段階的な削減を控える中、定員適正化計画に基づく削減目標を着実に達成するためには、現行の組織をさらにスリム化する必要があります。

このためには組織機構再編計画の4つの基本方針に基づき、職員の人材育成に努めながら、法改正や今回のような権限移譲事務などに迅速かつ的確に対応できる簡素で効率的な組織構築のため、総合的な観点から不断の見直しを行ってまいります。

今後の組織見直しの観点としましては、市民との協働、教育を含めた子育て支援、高齢者や障がい者などの福祉や介護と健康づくりの分野の統合などが考えられますが、再編の時期等については検討中であります。

以上、お答えといたします。

○19番（神村次郎君） それでは、再質疑をさせていただきます。

公平委員会の問題ですが、私は質疑の中でもこの大変、3人の委員を選考していくわけですが、不当労働行為とかかなり経験があった、労働組合の経験とか、そういうものを経た人のほうがいいのではないかというふうに考えているところでした、もう一回確認の意味で質問をしますが、規則を定めることになると思いますが、規則が手元にはございませんが類似団体の規則を見ると県費負担の職員についても、苦情相談の受け付けをするのはこの公平委員会になっています。

このような始良市でもそういう対応になると思っておりますが、そんな点から言うと、やっぱり経験のあるそういった委員が適当ではないかと思っておりますが、再度確認をいたします。

それから、一般職、この任期付職員の採用の問題であります。県内で、全国的にこの法律が制定

をされてから、なかなかこの条例をつくって運用をするという自治体が少ないんですね、少し調べてみましたけれどもこの短時間勤務職員数で見ると、5条の1項、2項のこの条例化をしているところは全国で16です。それから、4条の1項、2項を採用しているところは全国で28です。

これをなかなか採用をできないというのは、働く側にとってのこの考え方ですが任期が3年なんです。必要な場合5年までできるようですが、同じ仕事をしながら切られるといった雇用の不安、そういうものがあります。

それから、任用する対象業務が窓口サービスや住民サービスのこの直接サービス、一定期間内の業務に限定をされて任用をされる。そういったことなど、それからこのことをこの条例を採用することによって、人件費が上がっていくといったようなことも想定をされるんで、なかなか全国で進んでいないという状況です。

本県で今お示しをいただきましたが、指宿市、薩摩川内市、南さつま市ですかね、ここが運用されているようですけども、何人ぐらいの採用をされているのか、そして本市で何人を、25年4月1日からの任用になりますが、何人を採用されるつもりなのかお伺いします。

それから、95号の部設置条例のところですが、再編の時期は明確にできないということですが、やっぱり市民サービス上、やっぱり時期を、一定の時期を示すべきだと思っています。職員の人たちもやっぱり時期を明確に示して目標を持っていかないといけない。やっぱり落ち着かない仕事になると、そういうことが想定をされるんじゃないかと思っていますが、以上、質問をいたします。

○総務部長（屋所克郎君） まず、公平委員会のほうからお答えをいたします。

県内の19市の中で10市のほうが、この公平委員会を設置しているわけですが、その構成を、構成員を見ますと、それぞれその市によっていろんな方を、職種の方を、経歴の方を採用されているようでございますので、市長の答弁にもありましたように、やはり労使双方の立場を公平にできる方が望ましいのではないかとこのように思っておりますし、またできれば男女共同参画推進を図るため、女性委員の登用も含めて考えていきたいと、そしてまた議会のほうに提案を、議会のほうに諮るわけですから、そこあたりはご理解いただきたいというふうに思います。

それから、任期付職員の件でございますが、始良市としまして今すぐにこの条例を制定しまして、その任期付職員を採用するというところは考えておりません。ただ、今後例えば保健師、保育士等の職員が育児休業をする場合には最長3年間になっておりますし、また長期の休養を要する職員も出てくる場合も想定をされますので、そのときにはこの制度を利用して、採用することによりましてこの3年間、例えば育児休業の場合は、3年間の場合はこの給料は出ないわけですから、そこにこの任期付職員を充てるというようなふうな施策を考えております。

人数等については、他市の人数等については総務課長のほうで答弁させます。

○総務部総務課長（恒見良一君） 総務部総務課の恒見です。お答えいたします。

新聞等でもご存じのように南さつま市、ここが先ほどの副市長答弁でもございました弁護士を雇用していると、私どものほうで今条例は確かに制定しているんですけども、実際採用というのはなかなか議員おっしゃるように、実際それを運用しているところは少ないようでございます。一応、南さつまのほうのということで、県内では1人ということで把握しているところでございます。

以上でございます。

○行政改革推進室長（小野 実君） お答えいたします。

部の今後の再編の目標の年度ということのご質疑でございますけれども、今合併して3年目で今回この部、3つの部の廃止の条例を制定いたしました。今後これを踏まえて課、係の再編成も、をしていかなきゃなりませんので、また昨年度までにこの2号館の1階のほうの住民サービス提供できる部分については、フロア改築をして一応、一部済ませておりますので、今市長の答弁にありましたように内容、改編の内容、これについては今後検討するという形を持っておりますので、今の段階でいつということはお示しできませんけれども、その27年度に向けていろいろ再編の中身の検討はしていきたいと考えております。

○19番（神村次郎君） 公平委員会の問題ですが、けさほどの新聞にもお隣の霧島市で公平委員に女性の方が、引き続きされるんですかね、選任をされていましたが、そういう、ぜひご答弁にありましたように努力をしていただきたいと思えます。

それから、93号の任期付職員の問題ですが、この制度は、私法律をですね、国もこんな法律をようつくったもんだと思っておりますが、要するにこの雇用問題が国内では大きな問題になっています。非正規が働く人の4割近くになっている。今度の総選挙の中でも雇用問題を取り上げてほしいなど、争点にしてほしいなどと思っておりますが、これが要するに非正規を正当化するための法律になっているんじゃないか、そういうふうを考えます。当面は考えていない、運用を考えていないということでしたが、雇用の調整弁になっていると、私そういうふうに思えます。

このことで始良市でやっぱり本当に働いて税金を払える、そういう労働者をつくっていかないと、そのためには公務の部分でやっぱり模範を示すべきだと思っております。役所の賃金が下がると民間の人たちも賃金を下げます。これ本当に税金が、どんどん税金を払えない人がふえる、これは重大な問題だと思っております。ぜひ、いたずらにこの条例を運用することにならないように私はお願いをしたいと思います。やっぱりこの雇用の問題というのは重大な問題ですので、よろしくをお願いしたいと思います。

今ありました95号ですが、なかなかまだ時期を示せないということですので、今後やっぱり早い時期に目標を定めながら運用をしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（玉利道満君） これで神村議員の質疑を終わります。

ここで昼食休憩に入ります。13時から始めます。

（午前11時53分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時55分開議）

○議長（玉利道満君） 議案第91号については神村議員と重複している質疑者が里山議員で、議案93号については川辺議員が重複しております。重複している項目について質疑はありませんか。

○23番（里山和子君） 公平委員会が3名の委員ということで、労使双方と女性を入れるということになるのかなど、そのあたりどうなるんですかね、なるのかなあと思ったりしますが、女性もいろんな立場の人がいらっしやると思うんですけども、大体どういう立場の方を入れようとされているのかお伺いいたします。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

先ほどの神村議員にもお答えいたしましたように、県内のこの委員の構成見てみますとさまざまな方がいらっしやいますので、女性委員、女性の委員を含めてそこも考えていきたいと思うし、その職種に、経歴につきましても、いろんな方をまた選定しながらこの議会の場に諮りたいというふうを考えております。

○議長（玉利道満君） 川辺議員、ございませんか。

○12番（川辺信一君） 93号について質疑しますが、弁護士とか公認会計士、現在でも必要に応じて依頼していると思いますが、仕事に応じて依頼すればいいわけなんですけど、あえてして任期付、特定任期付職員を設ける意図というか、なぜこういった条例で出てきたかということです。

2点目は、税理士は現在でも業務の委託をしていると思うんですけど、税理士と公認会計士とはどういうふうに違うのか、2点お尋ねします。

○総務部長（屋所克郎君） お尋ねの件につきましては、特定の任期付職員のことだということで回答したいと思います。

午前中の課長の答弁にもありましたように、特定のこの任期付職員につきましては、県内でも南さつま市が対応しているということで1件でございます、本市においてもこの事例がいつ出るかわからないということもありますし、全体的にこの取り扱いについては慎重な取り扱いをしていきたいというふうに考えております。

それから、税理士と公認会計士のこの区分につきましては、現時点で私も明確なこの回答ができないところでございますので、また後をもって回答したいと思います。

○12番（川辺信一君） その1問目の質問は、なぜ条例制定で議案として出てきたのか、その意図は何かというふうに聞いたんですが運用はまだ考えてないと、設定した後の話なんですけど、それではなくて、こういうふうに条例化して提出する意図は何かということをお尋ねしたんですけど、あと税理士は現在でも監査か何かわかりませんが利用していると思うんですけど、違いが税理士と公認会計士わからんということなんですけど、私が推測するに株式会社でも例えば一部上場の企業は税理士じゃなくて公認会計士を入れてるとか、そういったような規定があると思うんですけども、あえて税理士を利用して、現在依頼している税理士があるんですよね、あれば殊さら公認会計士ということが利用しなくてもいいんじゃないかというふうに思ってこの質問をしたわけなんですけどどうですか。

○総務部長（屋所克郎君） 午前中でもお答えいたしましたように、例えば保健師、保育士さんの職員がそういう育児休業等といった場合に、その業務の内容につきまして、例えばその公権力の行使が必要

な業務とか重要な判断を迫られる業務とか、そういうのが発生した場合にはやっぱり臨時職員じゃなくて、そういう職員と同じ立場のそういう任期付の職員を採用しなければならないという事案が出てきた場合には、そういうふうに執行したいというふうに思っています。

○議長（玉利道満君） これでは議案第91号と議案第93号について、神村議員との重複項目の質疑を終わります。

次に、笹井義一議員の質疑を許します。

○2番（笹井義一君） それでは、議案第90号 始良市暴力団排除条例制定の件について質疑を行います。

まず、この条例制定については好ましいことではないかと、このように考えているところがございます。この条例の中で第5条、市民等の役割の2項、事業者は基本理念にのっとり、その事業（事業の準備を含む）により暴力団に利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に努めるものとする、このように規定してございます。

そこで、質疑はまず1つ目が、「その事業」というふうに表示されておりますけれども、市民等の役割の2項、事業者は基本理念にのっとりその事業というふうにしてございますが、「その」は何を示しているのかお示し願いたい。

それから、2つ目が市が実施する暴力団の排除に関する施策に努めるものとする、これは事業者にこれを言ってるわけです。施策に努める、その施策に努める、その意味するものが少し理解できませんので、そのことについてお答え願います。

それから、議案第91号 始良市公平委員会設置条例についてでございます。

これは地方公務員法の中で、第7条でこの公平人事委員会または公平委員会の設置、そして第8条に事務とかそういうものが記載されておまして、しっかりその中にうたわれておまして、設置するというのもうたわれているわけでございます。

しかし、これまで設置に至っていなかったわけでございますけれども、これを設置しようと、設置に至った経緯を示していただきたい。

それから、2つ目が過去5か年間に公平委員会を開催した事案があったのか、これまでは鹿児島県、市と書いてありますけれども、鹿児島県に委任予定という、このような答弁も一般質問等に対してあったわけでございますけれども、そのことについてお答え願いたいと思います。

○市長（笹山義弘君） 笹井議員のご質疑についてお答えいたします。

議案第90号 始良市暴力団排除条例制定の件についての1点目のご質疑にお答えいたします。

最初に、本条例第5条の市民等の役割の趣旨についてご説明申し上げます。暴力団排除に関する市民等の役割の重要性を考慮して、第1項において市民の役割、第2項において事業者の役割、第3項において暴力団排除に資すると認められる情報提供に関する市民等の役割について規定しております。

ご質疑の第2項にあります、その行う事業の「その」につきましては事業者を指しており、事業者が行う事業全般を意味するところであります。

2点目のご質疑につきましては、事業者は本市と結ぶ契約や物品購入などの事務及び事業から、暴力団を排除することに努めていただきたいという趣旨であります。

議案第91号 始良市公平委員会設置条例制定の件についての1点目と2点目のご質疑については、関連がありますので、一括してお答えいたします。

公平委員会につきましては、合併前の旧3町とも鹿児島県に事務委託をしており、合併後は始良市単独で設置する方針で合併時に協議いたしました。準備期間などの調整がつかず、新市誕生後も県へ委託をしているところであります。

しかしながら、合併協議会の中でも早い時期に公平委員会を設置するよう意見が出されていたことから、今回本条例案を上程したところであります。なお、事案が審査されたことは過去5年間ありません。

以上、お答えといたします。

○2番（笹井義一君） それでは、議案第90号について再質疑をいたします。

今この答弁にございましたように、その事業の「その」については、事業者を指していると、このように回答されました。見てみますと、「その行う事業が」という表現がいいのか、今ここで文言を、この条例に対する文言を言っているわけですが、その「その」ではなくて、事業者が、「その」をもし入れるのであれば、「その事業者」と、事業者をここに明確にしないと読めないと思うんです。文言の表現の仕方、これは法律用語で言うところのようになるのかもわかりませんが、しかしそれでは市民は読めないと思います。

それから、暴力団の排除に関する施策に努めるものと、こういう言い方で、言い回しでございませうけれども、ここでもかみ砕いて、事業者は本市と結ぶ契約や物品購入などの事務及び事業から暴力団を排除することに努めていただきたい、これは事業者は市と結ぶ契約やら、それから物品購入などの事務、そういうことだけでいいのでしょうか、これはさまざまなことで事業者が、市のことではなくてもその業者が、事業者が行う事業についても暴力団とのそういうかかわりを、そこから買わないようにしましよとか、そこに何らかの便宜を与えないようにしましよとか、そういうところをきちっと表現すべきではないだろうかとは私は感じるわけなんです。そのことについてお答え願いたいと思います。

それから、公平委員会につきましては、地方公務員法にも設置のことは書いてございませうし、またその内容についても業務内容についても、それから定数についても、それぞれしっかりと示しておりますので、これについては特に質疑はございませう。

以上です。

○危機管理監兼危機管理課長（犬童 久君） お答え申し上げます。

今議員がおっしゃいました表現等について、明確にしたほうがよろしいのではないかという質疑でございますが、今回お願いを申し上げます条例につきましては、警察のほうから条文というものが示されたところございませうし、それに従いまして他県におきましても県内の他市町村におきましても、お手元に今回示しておりますような条文で施行してまいりたいということで、統一化がされているところでございませう。

以上でございます。

○2番（笹井義一君） 最後になりますけれども、警察はこのように示した、例文がこのようにあった、

だからこのようにするんだと、このように言われるわけでございますけれども、やはり市民等に対してもわかりやすく見やすい条例にすべきではなからうかと、このように考えているわけでございます。

やはりこういう条文等については、ありきたりにといいわけではないけれども、平準化されたものかもしれませんけれども、やはり全ての人が見てそしてわかる、やっぱりそれが基本的なところではないかと思うんですけど、これは変える意思はないということでございますか。

○危機管理監兼危機管理課長（犬童 久君） 今回制定をした後に必要があれば見直しもあるかとは思いますが、現在制定をいたしまして、市民の方々に理解ができないと、この条文では理解できないということでございますが、広報と周知等を行う際に条文の中身の詳細につきましては、別紙で情報をお渡しできるような努力をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） これで笹井議員の質疑を終わります。

次に、川辺信一議員の質疑を許します。

○12番（川辺信一君） 議案93号について質疑をいたしますが、1点目は第6条の特定任期付職員及び任期付短時間勤務職員の任期はどうなっているか、それぞれどの程度想定しているのかということです。

2点目は、先ほど重複の中で質疑いたしましたので省きますので。

3点目に、第11条第4項で勤務手当が任期付職員に業務手当として支給するようになっているわけですが、そもそも勤務手当の趣旨とは何かについてお尋ねします。あつ、すいません、失礼しました。勤勉手当の趣旨は何かお答え願います。

4点目に、市職員中どの程度の割合でこの勤勉手当が支給されているのか。

5点目に、平成23年度の勤勉手当の支払い総額はいくらなのかという、以上、お尋ねします。

○市長（笹山義弘君） 川辺議員のご質疑についてお答えいたします。

議案第93号 始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件についての1点目のご質疑についてお答えいたします。

任期付職員の任期につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に規定されており、本条例の第3条第1項または第2項の規定により、採用される職員は採用した日から5年を超えない範囲内で、第4条及び第5条の規定により採用される職員、または短期間勤務職員の任期は3年を超えない範囲内で任命権者が定めるとしております。

次に3点目から5点目までのご質疑につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

勤勉手当につきましては職員の勤務成績に応じて支給される能率給であり、特定任期付職員業績手当は特に顕著な業績を上げたとき認められた場合に、給料月額に相当する額が支給される手当であります。勤勉手当は全ての市職員に支給することとなっておりますが、休職や欠勤などがあった職員はその期間に応じて減額されます。

なお、平成23年度の勤勉手当の支払い総額は約3億1,760万円であります。

以上、お答えいたします。

○12番（川辺信一君） 3点目の件について質疑をいたしますが、特定任期付職員は勤勉手当というものにかえて業績手当を支給するというふうになっておりますが、その業務の内容において、その業績の査定というのが難しいんじゃないだろうかというふうに感じておりますが、この点と誰がその査定をするのか、業績手当のですね、その点です。

あと、勤勉手当というものは、勤務成績に応じて原則能率給ということであるんですが、現実は一括して支払っているということでこんだけ、年間で見たら3億1,760万っていう大きな手当になっておるんですが、この業績手当についても査定も難しいですけども、原則支給するという形になるのでしょうか、というのが職員の場合は100分の14というふうに書いてあったんですが、1か月分、月額といいましたら相当な金額になると思うんです。一番、何かきょう見たら給料の高いあの月額報酬ですか、給与ですか、59万ぐらいになっておりましたので、職員の勤勉手当よりもはるかに大きな1か月分ですね、給料に相当する額の業績手当というものが支払われるわけなんです、それについて伺います。原則支給になるもんかどう。職員の場合は事実上、能率給という名目なんです、欠勤や休職がなければもう全てが対象になって、全て一律出てるという状況であります。

それと3点目に、高度な専門的業務だけではなくて、専門的な業務職員についても、任期付の業務職員についてもこの業績手当というのは対象になるのかどうか、その3点です。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

この特定任期付職員については、今議員からありましたように大変高度な仕事ををお願いするわけでございまして、通常はこの業績手当というのは支払われないというふうに理解しております。その中で特に顕著な業績があった場合ということ支払うということになりますが、その判断は客観的に、勤務評定等によりまして客観的に見た場合ということになりまして、最終的には市長の判断になるというふうに考えております。

それから、専門的な方の任期付職員につきましては、その勤勉手当は支払われます。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） これで川辺議員の質疑を終わります。

次に、里山和子議員の質疑を許します。

○23番（里山和子君） 議案第90号 始良市暴力団排除条例制定の件について質疑をいたします。

始良市内の暴力団の活動状況をどのように把握しているのか。暴力団と闘うには市民の意識の向上と団結が必要と考えますが、この条例の趣旨をどのように市民に理解し、徹底させていくのでしょうか。それから、青少年に対する教育はどのような形で行われるのか伺います。

次に、議案第91号 始良市公平委員会設置条例制定の件について質疑します。

公平委員会とはどのような業務を行う委員会になるのでしょうか。

次は、神村議員とダブっておりますので省略します。

議案第95号 始良市部設置条例の一部を改正する条例の件について伺います。

会計管理部と工事監査部は職員の数が少ないですけども、部として独立した業務を行う必要があ

ると考えますがいかがでしょうか。

議案第97号は、田口議員と重なっておりますので省略いたします。

○市長（笹山義弘君） 里山議員のご質疑についてお答えいたします。

議案第90号 始良市暴力団排除条例制定の件についてのご質疑にお答えいたします。

本市の暴力団員については、先にお答えしましたとおり二十数人の暴力団員が居住していることが確認されており、犯罪情勢につきましては大部分の暴力団員が高齢化しており、その犯罪も潜在化している傾向にあると伺っております。

ただし、弱体化ではなく、例えば係争中の事案について仲介をする口ききに伴う要求行為、薬物事犯などの犯罪が発生しており、このような犯罪の形態は本市独自のものではなく、特異性を有するものではないとの報告を受けております。

なお、本条例の制定については、市報や市のホームページで広報するとともに各イベントを活用した広報や独自のキャンペーン活動を通して市民への周知徹底を図り、暴力団排除に向けた気運を高めていきたいと考えております。

青少年に対する教育につきましては、本条例第11条に青少年に対する教育などのための措置が規定されており、特に第1項において中学校では暴力団排除に向けた教育が必要に応じて行われるよう、必要な措置を講じることを定義づけております。

現在、各中学校の取組みとして、警察などの協力をいただいて薬物乱用防止教室の時間を組んでおりますが、この時間を利用して暴力団排除の重要性を認識させ、暴力団からの犯罪被害の未然防止とこれに属することとならないよう、必要な教育を進めていきたいと考えております。

議案第91号 始良市公平委員会設置条例制定の件についてのご質疑にお答えいたします。

公平委員会の主な業務としましては、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し及び必要な措置をとること、職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する裁決または決定をすること、職員の苦情を処理することなどがあります。

議案第95号 始良市部設置条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑にお答えいたします。

今回の条例改正は、組織機構再編計画の基本方針に沿って行うもので、現行の15部の組織体制、9つの市長の補助組織のうち、1部1課である会計管理部、工事監査部及び行政改革推進室の3つの部を始良市部設置条例の中から除き、部としての位置づけを廃止しようとするものであります。

会計管理部及び工事監査部は独立した業務を行う必要があるのではとのご指摘であります。地方自治法第171条第5項の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理するため、補助組織を設けることができる旨規定されていることから、現行の部設置条例で市長の補助組織としての会計管理部を廃止し、会計課を会計管理者の独立した補助組織と改めるものであります。

また、工事監査部も部としての位置づけは廃止いたしますが、総務部所管の課として従来と同様の業務を行うこととしております。入札、契約及び検査などに関する業務が建設部、農林水産部、教育部、水道事業部など全庁的にわたることから、総務部所管とし工事監査部を配置することで、これまでどおり独立性は保たれるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○23番（里山和子君） 暴力団員のことですけれども、20数人の暴力団員が居住していることが確認

されており、とあるんですけれども、この方々はどのような自治会に住んでいらっしゃるのかということがわかっておりましたら、どこどこに何名とかという形でお知らせいただきたいと思います。

それから、この暴力団員の活動ですけれども、大分高齢化して潜在化している傾向にはあるというふうに答弁になってるんですけれども、ただし弱体化ではなくて仲介をする口ききに伴う要求行為とか薬物事犯などの犯罪が発生していて、これは市独自のものではなくて特異性を有するものではないということで、このような犯罪行為というのは多いということ言ってるんだと思うんですけれども、始良市においては年間何件ぐらいこのような行為とか犯罪が発生しているのかどうか、それぞれにお答えください。

それから、この市民への広報ですけれども、各イベントを活用した広報などではどのような形の広報がされているのか、それから独自のキャンペーン活動を通して市民への周知徹底とあるんですけれども、どのようなキャンペーン活動をしていかれるのか、そのあたりを詳しくお知らせください。

それから、青少年に対するこの教育等のための措置ですけれども、中学校で薬物乱用防止教室などが行われているというふうにあるんですけれども、始良市の中学生でこの薬物を使用したり、暴力団の影響を受けたりしている子どもたちがあるのかどうか、そのあたりをお聞かせください。

それから、議案第95号ですけれども、このきょういただきました平成25年度の組織再編の図の案によりますと、工事監査課が総務部の中に置かれるんですか、これ工事監査監のもとに工事監査課というふうに置かれるような形で書いてありますけれども、この工事監査監というのはこれまでの工事監査部部長がしてこられたような業務をされることになるのかどうかということと、それから副市長が会計管理者というふうに線が引っ張って位置づけてありますけれども、副市長が会計管理者になられるのかどうか、そのあたりをお聞かせください。

○危機管理監兼危機管理課長（犬童 久君） 4点ほどご質疑をいただきましたので、順次お答えを申し上げます。

1点目の自治会で団員が何名ぐらいいるのかということですが、警察当局はこのことは存じだろーと思っておりますけれども、私どものほうにはこういう情報提供はいただけないところでございます。

それから、市内でそれぞれどのような今まで犯罪等があるかということですが、23年度の3年、3年ですね、失礼しました。23年の市内の犯罪形態で申し上げますと、恐喝、覚醒剤、窃盗、横領、詐欺などがございまして、件数では7件ほどということでございます。

それから、市民への周知、広報、イベントにつきましては、イベントにつきましてはですが、11月に開催しました交通安全フェア、それから各3地区でそれぞれ行われております祭り等のイベントで、チラシなど配布して周知をしてみたいということで考えております。それから、キャンペーン等につきましては、公布もしくは施行後に市独自のキャンペーンを開催してみたいことを考えております。

4点目の中学生等の薬物等の人数につきましては、この件につきましても警察署からはデータをいただけないところでございます。

以上でございます。

○行政改革推進室長（小野 実君） お答えいたします。

まず、工事監査部の廃止の問題でございますけれども、その部長級云々等につきましては、任命権者の裁量になりますので、私のほうからお答えできませんので、市長のほうで答弁したいと思います。

ただ、市長の答弁にもありましたように、業務的には今の業務と全く変わることはありません。というのは、まず総務部にしたかと言いますと、物品購入等に絡むものは全て工事監査部で今現在もやっておりますので、そうなるとう一部特定の部に設置するというのはなかなか難しい問題がありますので、総務部という形をとっております。

それと、会計管理者が副市長になるかどうかという問題でございますけど、これは組織図上、さっき市長の答弁にもありましたように会計管理者の補助機関となりますので、市長と副市長の間から出てきたものが会計管理者という形になりますので、これについての職階級につきましては市長のほうで答弁いたします。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） 先ほどの中学生の件でお答えいたします。

現在、教育委員会のほうでいろんなことで学校から問題行動とか上げてもらっておりますけれども、この薬物乱用に関してはゼロでございます。

なお、暴力団関係の者につき合っているというような児童・生徒も今のところ把握しておりませんし、またゼロでございます。

以上です。

○副市長（大橋近義君） お答えいたします。

任用する職員の職位につきましては、適材を適所に任用をしていきたいというふうに思います。

それと、先ほど示しましたこの組織図については、あくまでも組織体系図をお示したものでございます。

以上でございます。

○23番（里山和子君） 暴力団のほうではこのように7件の恐喝ですか、覚醒剤とか窃盗、横領、詐欺というようなことで、犯罪が、行為が行われているわけですがけれども、少なくとも始良市暴力団排除条例の制定ということで条例化されているんですけれども、このようなことがなくなるようなという条例になるのではないかと思いますけれども、そのために今後市としてはどのような条例化を徹底させるために運動といいますか、市民への徹底とか市独自のキャンペーンを張っていくということなんですけれども、どのような構想を持っておられるのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思っております。

このちょっと、会計管理者とか工事監査監とか、このあたりのその位置づけがどうなってくるのかなというのが、今の答弁ではちょっとわかりにくかったですけれども、そのあたりもう少し詳しくお知らせください。

○危機管理監兼危機管理課長（犬童 久君） お答えを申し上げます。

今この条例の制定する一番の目的を申し上げますと、市が行います事務及び事業、これには公共事業の発注、物品調達、給付金の交付、補助事業とそういうものが含まれるわけでございますけれども、こういう事務及び事業におきまして暴力団が関係をしている、もしくはその購入先の末端の部分、そ

ういうところに関係者がいる、そういうところから購入しないと、発注しないと、暴力団が利することをしないということが大きな目的でございます。

それから、公共施設につきましても同じでございます、公共施設を使うことにより暴力団が拡大していくというようなことにつながらないように、対策をするというのが本来の第一番目の趣旨でございます。その後に市民等の協力をいただき、事業者等の協力いただきながら推進をしてみたいと、このように考えております。

○行政改革推進室長（小野 実君） お答えいたします。

副市長の答弁につけ加えた形で説明させていただきます。

今副市長が申されましたように皆さんのお手元に配付いたしました、これは組織体系の関係でございますので、それを含めて、25年度こういう方向性でいきたいという検討の一つの案として出しております。

ですので、今後中身的には今の段階とほとんど変わらないというふうに考えていただいて結構だと思います。

○議長（玉利道満君） これで里山議員の質疑を終わります。

以上で、日程第14、議案第90号から日程第40、諮問第2号までの一括質疑は終わります。

これより議案処理に入ります。

議案処理につきましては、先に配付しました議案処理一覧のとおり処理いたします。

日程第14、議案第90号 始良市暴力団排除条例制定の件から、日程第19、議案第95号 始良市部設置条例の一部を改正する条例の件までの6案件と、日程第38、議案第119号の始良市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の廃止についての7案件については、先に配付しました議案処理一覧のとおり、総務常任委員会に付託します。

○議長（玉利道満君） 日程第20、議案第96号 始良市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案は会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第96号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第21、議案第97号 始良市育英資金条例及び始良市育英事業基金条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案は会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第97号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第22、議案第98号 始良市税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案は会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第98号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第23、議案第104号 市道路線廃止の件（上野崎線）から、日程第36、議案第117号 市道路線認定の件（上野崎線）までの14件を一括議題とします。この14件は会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、議案第104号から議案第117号までの14件は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 議案第104号から議案第117号までを一括討論を行います。討論はありませんか。

まず、議案に反対の方の討論を許します。

次に、議案に賛成の方の討論を許します。

○5番（田口幸一君） しないつもりだったですけど、この議案第107号 市道路線認定の件、松原町地内帖佐第一土地区画整理地内68路線について、賛成の立場で討論をいたします。

この議案が認定になると、執行部はいろいろ調査いたしました道路台帳等を整備し、平成25年度に県、国に交付税の申請をすることになると、基準は1,680万円とのことだが、市道延長1万2,859mに係る交付税が始良市に入ってくることになります。

このことは平成23年度の決算にも出ておりますが、市税等の自主財源は交付税に劣っております。自主財源に乏しい始良市にとっては望ましいことだと私は考えます。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから議案第104号から議案第117号までの14件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。議案第104号から議案第117号までの14件は、可決とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。したがって、議案第104号から議案第117号までの14件は可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第37、議案第118号 始良・伊佐地区介護保険組合の共同処理する事務の変更及び同組合同規約の変更についてを議題とします。本案は会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、議案第118号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第118号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。したがって、議案第118号は、原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第39、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件と日程第40、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を一括議題とします。

ここでしばらく休憩します。

(午後1時50分休憩)

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時02分開議)

○議長（玉利道満君） ただいま開催いたしました全員協議会で諮問第1号、諮問第2号の意見がまとまりましたので、お手元に配付しました意見のとおり、諮問第1号、諮問第2号ともに適任であると答申したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、諮問第2号は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

○議長（玉利道満君）

日程第41、議案第100号 平成24年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）

日程第42、議案第101号 平成24年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）

日程第43、議案第102号 平成24年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算
（第2号）

日程第44、議案第103号 平成24年度始良市地域下水処理事業特別会計補正予算（第1号）

及び

日程第45、議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）

までの5案件を一括議題とします。

この5案件については、11月21日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、一括質疑に入ります。

5名の議員から質疑の通告がなされておりますので、順次発言を許します。

まず、田口幸一議員の質疑を許します。

○5番（田口幸一君） 議案第100号 平成24年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）、7ページ、療養費240万円は伸びの内容、理由を明らかにしてください。

議案第101号 平成24年度始良市介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）、12ページ、前年度繰越金7,432万7,000円は、残り留保分はいくらになりますか。

15ページ、サービス給付費3億5,810万円は、伸び率はいくらになりますか、内容を明らかにしてください。これは当初の見積もりが甘かったのではないのでしょうか。

18ページ、サービス給付費4,170万円は、詳細内容を明らかにしてください。

議案第102号 平成24年度始良市介護保険特別会計介護サービス勘定補正予算（第2号）、5ページですね、ケアプラン作成報酬174万円は何人分ですか。

6ページ、ケアプラン作成委託料264万円は、どこの誰に委託するのですか、内容を明らかにしてください。

議案第103号 平成24年度始良市地域下水処理事業特別会計補正予算（第1号）、7ページの修繕料399万3,000円は、どこの何が壊れたのですか、修繕内容の説明を求めます。

次に、議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）、16ページの生活保護費負担金（居所不明者分4分の1）1,858万8,000円の「居所」、これ「いどころ」と読むんですかね、居所不明者分の内訳、内容の説明を求めます。

議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）、17ページ、介護基盤緊急整備事業費補助金10分の10、5,044万8,000円は、金額が大きいですが詳細内容の説明を求めます。

議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）、17ページの鶏卵・鶏肉生産効率化事業交付金2分の1、660万8,000円は、どの地区のどの事業所に交付されるのか、事業内容の説明を求めます。

また、歳出の32ページで、同補助金の660万8,000円で交付割合2分の1とあるがなぜか。事業主負担はどうなっているのか。

20ページ、地方特定道路整備費800万円は場所はどこか、内容を説明してください。

27ページ、地域診療介護予防拠点施設改修工事200万円は、場所はどこですか、工事事業の内容の説明を求めます。

28ページ、児童クラブプレハブ移設設置工事800万円は、どこの児童クラブですか、内容の説明を求めます。

28ページ、私立保育所措置費8,674万5,000円は、金額が大きいですが詳細内容の説明を求めます。なぜ、この時期の補正なのですか。

35ページ、県単道路整備事業負担金892万6,000円は、場所はどこですか。負担金の割合はいくらですか。事業の内容はどうなっておりますか。

36ページ、修繕料280万円はどこの住宅で、修繕の内容はどのようなのですか。

41ページ、空調工事230万円はどの幼稚園か、他の幼稚園も空調設備が整備されているのですか。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

なお、議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）の教育費関係につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案質疑通告書に基づき答弁をいたします。

議案第100号 平成24年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてのご質疑にお答えいたします。

療養費につきましては退職被保険者等に係る療養費で、内容は柔道整復、コルセット、はり、あんま、マッサージ等の現金支給の保険給付であります。平成24年度では退職被保険者に係る療養費のうち、特に柔道整復、コルセットの支給が当初の見込みより増加しており、前年度実績と比較して約9%

の増加を見込み今回計上いたしました。

次に、議案第101号 平成24年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）についてのご質疑にお答えいたします。

前年度繰越金の残り留保分につきましては991万8,000円であります。

次に、保険給付費の介護サービス給付費についてのご質疑について、堀議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

介護サービス給付費の当初予算からの伸び率は8.4%であります。事業別内訳では、居宅介護サービス給付費が1億9,000万円で、伸び率17.0%、施設介護サービス給付費が1億5,900万円で、伸び率7.6%、居宅介護福祉用具購入費が50万円で、伸び率10.4%、居宅介護住宅改修費が860万円で、伸び率117.8%であります。

居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費が伸びた要因は、要介護認定者の増加に伴うものと考えられます。

また、償還払いの福祉用具購入費と住宅改修費が大きく伸びた要因は、要介護認定者の増加に加え、新規認定者の増加に起因するものと考えます。

同じく保険給付費の特定入居者介護サービス給付費は、介護施設への入所者やショートステイの利用者が自己負担する居住費や食費の費用のうち、低所得者が利用された場合の負担限度額を定め、基準費用額との差額分を介護保険から給付されるものであります。当初予算からの伸び率は17.5%であり、要因としては、施設利用者の増加と特別養護老人ホームのユニット型個室による居住費の増加が考えられます。

次に、議案第102号 介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第2号）についてのごサービス収入についてのご質疑にお答えいたします。

介護予防支援業務にかかるケアプラン作成報酬は、要支援認定者1人につき4,120円ありますので、ケアプラン作成報酬174万円は、延べ422人分になります。

次に、介護予防サービス計画作成事業費についてのご質疑にお答えいたします。

介護予防ケアプランの作成は、地域包括支援センター以外に、利用者が希望される社会福祉法人等が運営する指定居宅介護支援事業所に対し、委託することができ、11月1日現在で32事業所に委託しております。

次に、議案第103号 平成24年度始良市地域下水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてのご質疑にお答えいたします。

今回の補正予算にかかる修繕料には、新生町処理施設の消泡配管の取りかえ修繕及び始良ニュータウン処理施設の汚泥かき寄せ機修繕、調整槽・曝気槽用の送風機修繕の費用を計上いたしました。いずれも設置後、年数が経過し、劣化しているため、予防的な措置として修繕を行うものであります。

次に、議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）についてのご民生費県負担金の生活保護費負担金についてのご質疑にお答えいたします。

生活保護費負担金のうち、居住地がないか、または明らかでない被保護者について、市が支弁した保護費負担分4分の1は、生活保護法第73条の規定により、県がかわって負担することとなっております。

今回の補正は、本年度の県費負担対象者として認定を受けている県立始良病院等への入院患者15人及びグループホーム入所者3人の計18人にかかる県費負担金の歳入見込み額であります。

次に、民生費県補助金の介護基盤緊急整備事業費補助金についてのご質疑にお答えいたします。

5,044万8,000円の内訳は、介護基盤の緊急整備特別対策事業として、認知症高齢者グループホーム1施設と、小規模多機能型居宅介護事業所1施設の新設に対する補助がそれぞれ2,232万6,000円で、合わせて4,465万2,000円、既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業として、小規模多機能型居宅介護事業所のスプリンクラー整備に対する補助が、3施設で合わせて579万6,000円であります。

次に、農林水産業費県補助金の鶏卵・鶏肉生産効率化事業交付金についてのご質疑について、里山議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

この事業は、鶏卵・鶏肉の効率的な生産や家畜防疫体制の強化を図る施設整備に対して、国と事業主がそれぞれ2分の1の負担割合で、市町村を經由して補助金が交付される事業であります。

事業主体は、農畜産物の生産・加工・販売事業を営んでいる鹿児島市の株式会社NSファームで、現在、蒲生町上久徳で黒さつま鶏の飼養を行っております。

今回、黒さつま鶏の飼養羽数を常時5,000羽に規模拡大するために、鶏舎600m²を新設し、経営の安定、安全な鶏肉の供給拡大など、市の認定農業者として経営改善計画に沿った経営に取り組まれるものであります。

次に、土木債の地方特定道路整備事業と道路新設改良費の県単道路整備事業負担金についてのご質疑につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

県単道路整備事業負担金は、今年度、伊集院蒲生溝辺線の蒲生工区と下手山田帖佐線の山田工区及び十三谷重富線の北山工区で用地取得を、十三谷重富線の船津工区で道路新設工事と用地取得を行っております。負担金の割合は、事業費から事務費を控除した額の5%であります。この財源として、市債の土木債を充当するものであります。

次に、高齢者福祉費の地域診療・介護予防拠点施設改修工事についてのご質疑について、湯之原議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

地域診療・介護予防拠点施設改修工事につきましては、平成24年度の県の地域支え合い体制づくり事業の追加募集に応募して採択され、北山診療所を中心として行っているケース検討会、及びこれに伴う介護予防活動等の拠点施設としての整備を図ることを目的として、始良生活改善センターと旧堂山小学校の2施設について、それぞれ事業費100万円の予定で改修工事を行う計画であります。

改修工事の内容につきましては、生活改善センターは建物の入り口部分の段差解消工事と研修室への空調機器の設置、旧堂山小学校は、同じく建物の入り口部分の段差解消工事と診療所及び健康教室等で使用する部屋の照明や内装等の改修を行う計画であります。

次に、児童福祉施設費の児童クラブプレハブ移設設置工事についてのご質疑について、湯之原議員及び堀議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

蒲生地区の大楠児童クラブは、現在、蒲生小学校の空き教室を利用して運営しておりますが、蒲生小学校では、平成25年度に学級数の1増が予想され、空き教室を利用できなくなる見込みであります。

そこで、大楠児童クラブ運営委員会と協議を重ね、柁城児童クラブが現在の柁城小学校敷地内に移転する以前に使用していた軽量鉄骨づくり平家建てのプレハブ施設を、蒲生小学校敷地内に移設するものであります。

なお、建物の床面積は58.3m²で、1日平均24人の利用に対して、十分な広さが確保されているものと考えております。

次に、児童福祉施設費の私立保育所措置費についてのご質疑について、湯川議員のご質疑にもあわ

せてお答えいたします。

私立保育所運営費補助につきましては、児童福祉法に定める保育を実施するために要する施設運営費として、国から示される保育単価に基づき、認可保育所に支弁するものであります。

今回の補正は、市内8か所及び市外19か所の認可保育所において、当初より96人多い入所児童が見込まれ、その運営費の本年度所要額が、12億2,641万5,000円と推計されるため、その不足見込み額を計上するものであります。

補正額の内訳としましては、三船保育園が8人で753万5,040円、建昌保育園が13人で1,214万1,540円、希望ヶ丘保育園が1人で140万7,540円、建昌菜の花保育園が9人で787万5,350円、池島保育園が21人で1,864万8,370円、かずみ保育園が4人で332万5,110円、川野保育所が12人で1,079万7,520円、高井田保育園が8人で704万7,700円、その他市外19か所への広域入所が20人で1,796万6,830円であります。

次に、建築住宅管理費の修繕費についてのご質疑について、里山議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

市営住宅に関しましては、本年度も内外裝修繕や電気・給排水設備の修繕など、さまざまな修繕を行っており、今後におきましても、塩入団地及び三船団地の浄化槽修繕や横尾口団地の受水槽揚水ポンプの修繕などを行う予定があるため、追加補正をお願いするものであります。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）についての幼稚園管理費についてのご質疑にお答えいたします。

今回、空調機器を設置する幼稚園は、建昌幼稚園と加治木幼稚園であります。両幼稚園は、来年度から3歳児保育を実施するため、その保育室に空調機器を設置することとしております。

現在まで設置状況としましては、大楠ちびっこ園の3・4・5歳児の保育室と、帖佐幼稚園の3歳児の保育室に設置しております。

以上、お答えいたします。

○5番（田口幸一君） たくさん質疑申し上げましたが、2回目はもう簡単にやります。

議案120号の16ページですね、答弁書の一番下のほうですが、グループホーム入所者3人となっておりますが、これはどこのグループホームか、説明を求めます。

それから、17ページ、一番下のところにありますが、小規模多機能型居宅介護事業所ということで、スプリンクラーの整備3施設とありますが、3施設とはどこどこどこですか。

それから、28ページ、これは大事なことだと、蒲生小学校では、答弁にこう書いてある、蒲生小学校では平成25年度に学級数の1増が予想されて、答弁されました。これは私は、今、少子化で児童生徒数も減っているというふうに認識しておりますが、このことは非常によいことだと考えます。この平成25年度に学級数が1増が予想されるということで、この内容の説明を求めます。

それから、28ページの質疑で、一番最後のところで市外19か所への広域入所が20人で1,796万6,830円であると。お尋ねしたいのは、これは市外、始良市から市外へ入所している園児が20人、逆に市外から始良市への入所はないのか。

以上です。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇裕君） お答えします。

私のほうでは、17ページの小規模多機能の事業所でございますが、3か所につきましては、まず山田地区にあります小規模多機能ホームやすらぎの里さん、それから蒲生の上久徳にあります小規模多機能ホームさくらさくらさん、それから、始良の松原地区にあります小規模多機能ホームさざんかさんでございます。

以上でございます。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） お答えいたします。

蒲生小学校の新1年生の入学予定が62人で1学級増ということになります。

以上です。

○福祉部長（窪田広志君） お答えいたします。

グループホームのことについては、担当課長が説明いたします。

○福祉部社会福祉課長（牧之内昌二君） 社会福祉課の牧之内でございます。答弁いたします。

グループホーム3か所につきましては、グループホームスカイハイツ、それから身障施設サン・ヴィレッジ、それから光山グループホーム、以上の3か所でございます。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） ちょっと先ほどの訂正いたします。

平成24年度も63名ということで1学級増でありまして、今回も同じということでございました。

それで、特別支援学級が平成24年度1学級増になりまして、今年度、蒲生小学校は現在空き教室となっておりますけれども、この空き教室は実は図工室でございまして、午前中図工室を使って、そして午後、この図工室の使用をやめて児童クラブということで活用しているということでございました。失礼いたしました。

以上です。

○議長（玉利道満君） 市外からの入所は。

○福祉部長（窪田広志君） 保育所のことについては担当課長が説明いたします。

○福祉部児童福祉課長（原口正則君） 児童福祉課の原口です。お答えいたします。

始良市外から始良市内の保育所へ入所しているのがいるのかということでございますが、現在、鹿兒島市、霧島市、それから東京都から市内3か所の公立保育所に3人、私立保育所7か所に18人入所いたしております。

以上です。

○議長（玉利道満君） これで、田口議員の質疑を終わります。

議案第101号については、田口議員と重複している質疑者が堀議員で、議案第120号については、里山議員、湯之原議員、堀議員、湯川議員です。重複している項目について質疑はありませんか。

まず、101号の堀議員はありますか。

○24番（堀 広子君） 101号の質問をいたします。

要介護認定者、それから新規の認定者がふえたということですが、これはどれだけふえたのかをお尋ねいたします。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇裕君） お答えいたします。

まず、認定者でございますが、24年3月末で3,376人の認定者がいらっしゃいましたが、7月の段階では3,457人と81人、約2.4%ふえておられます。

それから、新規の認定者でございますが、大体月平均40人から50人程度ずつ新規の方がふえているというような状況でございます。

以上です。

○議長（玉利道満君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）120号について、里山議員、ございますか。湯之原議員。

○6番（湯之原一郎君） 2点重複しておりましたので、お伺いいたします。

地域診療介護予防拠点施設改修事業の工事の内容については、この答弁で理解いたしました。提案要旨の中で地域支え合い体制づくり事業費補助金を利用しての今回の改修工事ということですが、この地域支え合い体制づくり事業を見ますと、地域の支え合い活動の立ち上げ支援、それから地域活動の拠点整備、それから人材育成という3本の柱からなっているように思いますが、今回この2番の地域活動の拠点整備ということで、この事業が導入されていると思いますが、この事業等にはやはりハード面の整備とあとソフト面の整備というのも重要ではないかと考えますが、そのソフト部分についての対応はどうなっているのか、この点をお伺いいたします。

それと、児童クラブの件ですけれども、これについても内容については大体理解しましたが、2点お伺いいたします。

柞城小学校敷地内にあったプレハブ施設の移転ということですが、この軽量鉄骨づくりのこの建物が何年ぐらい使用したのか。それと蒲生小学校敷地内に移設するということですが、この移設する箇所はどこなのか、この2点についてお伺いいたします。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇裕君） お答えいたします。

地域体制のソフト面の事業でございますが、先ほど議員のほうからございましたように、人材を育成する部分につきましては、23年度、昨年行っております。

それから、ネットワークの関係ということで、ことし、本年度、認知症の徘徊高齢者見守りネットワーク事業と、それから高齢者の疑似体験ということで、竜門小学校区、それから松原の上自治会、それと蒲生の八幡地区を対象に事業を行っております。

以上でございます。

○福祉部長（窪田広志君） お答えいたします。

何年ぐらいたったということですが、平成16年の7月に加治木町の仮屋町に建てられておりました柁城クラブが、平成22年の4月に移設になりましたので、約6年をたっております。それと場所につきましては、蒲生のグラウンド側の南側の倉庫があると思いますが、その倉庫の南側に移設するものでございます。

○議長（玉利道満君） よろしいですか。堀議員はよろしいですか。

○24番（堀 広子君） 120号の児童クラブのプレハブ移設の件でお尋ねいたします。

面積が58.3m²ということで、1日平均24人で十分な広さがあるということですが、1人当たりの面積はいくらになりますかね。と言いますのが、国が示しておりますガイドラインという指針がありますけれども、この指針を見ますと、子どもが生活するスペースとして1人当たりおおむね1.65m²以上の面積を確保することが望ましいというガイドラインが示されているわけなんですけど、それに値するかどうか、そこら辺のことで、それから、子どもの体調が悪いときなどに休憩ができる、いわゆる静養のスペース、そういったものもあるのかどうか、そこら辺を内容を含んだ面積が含まれているのかどうか。

と言いますのは、せっかくプレハブができますときに、また改めてまた改修するとなると、これは大変な費用もかかるかと思っておりますので、そういう意味では移転をする際に、改修というんでしょうかね、そういった取組みをやっていくことが大事じゃないかと思うんですが、この辺の面積の件についてはいかがなんでしょうか。

○福祉部長（窪田広志君） お答えいたします。

その面積につきましては、今議員の仰せのとおり国のガイドラインがございまして、1人当たり1.6m²ということで、面積が58.3m²でございますので、この1.65からいけば35人までは大丈夫じゃないかということでございます。病気のそういう子どもさん等がいられる場合も、十分確保されていると思っております。

○24番（堀 広子君） 1クラスふえるということですが、人数が35人までは大丈夫ということですが、62名の1学級がふえるということですが、それで十分対応できますでしょうか、ふえても大丈夫でしょうか。それがずっと続くということになりましたときにはどのようになりますかね。今後1クラス分ふえていきますと、施設の面積的には十分でしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） これは教室のあれで、児童クラブのあれとは違いますけど。

○24番（堀 広子君） そういったふえることで児童クラブに入れるのがふえるんじゃないかということでの数字。

○議長（玉利道満君） ちょっと整理をしますが、62人ふえるので大丈夫かということで、さっき62人ふえるという答弁をされたでしょう。それを訂正されましたね。

○24番（堀 広子君） ふえれば、児童数がふえれば入れるかという。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） 訂正したのをもう1回申し上げます。24年度が結局63人で1学級ふえたわけです。それで、25年度も校長先生としてはほかの学年は全部2クラスなんです。ことしもまた1年生が来年も2クラスかなと思ったら、またふえたということで3クラスということで、結局クラス数は変わらないということでもあります。

○議長（玉利道満君） 湯川議員ございますか。

これで議案第101号と議案第120号について、田口議員との重複項目の質疑を終わります。
次に、湯川逸郎議員の質疑を許します。

○13番（湯川逸郎君） 議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）について質疑を行います。

ページ数は27ページ、民生費関係において、社会福祉施設費5,044万8,000円は、グループホームの新設などに対して補助を行う補助金で介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金とあるが、施設はどこに建設するのか。特別対策事業はどのような事業内容か、補正前の4,570万6,000円はどこの施設で当初計画予算はいくらか。

次に、29ページ生活保護扶助費1,711万1,000円は、生活保護費等国庫負担金の精算返納金と説明されているが、返納金の内容についてお示してください。

また、補正後の17億5,711万1,000円の生活保護の内容を具体的にお示してください。質疑します。

○市長（笹山義弘君） 湯川議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）についての民生費、社会福祉費の社会福祉施設費についてのご質疑にお答えいたします。

施設の建設場所ではありますが、介護基盤の緊急整備特別対策事業分は、認知症高齢者グループホーム1施設を西始良小学校区に、小規模多機能型居宅介護事業所1施設を柁城小学校区に新設される分への補助であり、スプリンクラー整備特別対策事業分は蒲生小学校区、山田小学校区、建昌小学校区にあります既存の小規模多機能型居宅介護事業所3施設への補助分であります。

この介護基盤緊急整備等特別対策事業は、できる限り住みなれた自宅や地域で生活が継続できるよう、在宅サービスや地域密着型サービスの充実のために実施する介護基盤整備事業に基づき、介護施設等の整備、既存の介護施設等におけるスプリンクラー等の設置や、防災上必要な改修等を支援するための事業であります。

なお、補正前の4,570万6,000円は、始良・蒲生の両高齢者福祉センターや加治木福祉センターの維持管理にかかる費用などであります。

次に、生活保護費の生活保護扶助費についてのご質疑にお答えいたします。

生活保護費等国庫負担金及び補助金は、前年度実績に基づき翌年度精算となっており、今回の補正は、平成23年度実績に基づき精算した結果、生活保護費等国庫負担金1,707万4,000円及びセーフテ

イーネット支援対策等事業費補助金3万7,000円の合計1,711万1,000円が過払いとなり、返納金として計上したものであります。

生活保護費等国庫負担金は、生活保護法の定める保護費支給に、セーフティーネット支援対策等事業費補助金については、生活保護適正実施事業として、生活保護の適正な運営を確保するため、生活保護相談員2人及び診療報酬明細書の点検員2人の賃金等にそれぞれ充当いたしました。

また、補正後の生活保護扶助費の内容につきましては、国庫負担金等返納金を除きまして、生活扶助5億5,810万4,000円、住宅扶助1億3,861万2,000円、教育扶助1,881万6,000円、介護扶助2,067万6,000円、医療扶助9億8,640万円、その他扶助1,739万2,000円であります。

以上、お答えいたします。

○議長（玉利道満君） これで湯川議員の質疑を終わります。

次に、湯之原一郎議員の質疑を許します。

○6番（湯之原一郎君） それでは、議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）について、2点お伺いいたします。

22ページの目加治木総合支所費、節委託料で、加治木町港町地区の地域振興事業に伴う測量設計業務委託料が主なものとの説明がございましたけれども、地域振興事業の詳細をお伺いいたします。

それと31ページ、目塵芥処理費、節工事請負費での部分で蒲生ストックヤードの閉鎖の告知がありましたけれども、閉鎖後、同施設及び用地の取り扱いはどうなるのか、お伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 湯之原議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）についての総務費、加治木総合支所費の測量設計業務委託料についてのご質疑について、堀議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

港町地域の測量設計業務委託料は、浜通線と網掛通線を中心とした港町飲食店街一帯の測量業務、設計業務及び市道となっている堤部分の空洞調査であります。

事業内容としましては、景気低迷や始良警察署移転計画などを踏まえ、港町飲食店街の安全・安心と活性化を図るため、ハード面の整備を行うものであります。

詳細につきましては、安全・安心の観点からは、街路灯の増設や警察官の立ち寄り所の設置を、活性化の観点からは、浜通線や網掛通線の市道等の改修や飲食店街への誘導灯設置などを計画しております。

次に、衛生費の塵芥処理費、工事請負費についてのご質疑にお答えいたします。

現時点では、蒲生ストックヤードの閉鎖後は、災害等の発生により一時的に排出される大型廃棄物の仮置き場として活用する考えであります。

以上、お答えいたします。

○6番（湯之原一郎君） 1点目ですが、答弁書に堤部分の空洞調査ということがありますが、これについてももう少し詳細をお知らせください。

それと警察官の立ち寄り所の設置ということですが、どこに設置するのか。

それと、市道等の改修ということで答弁がございませぬけれども、先般の一般質問で、これは県道でありますけれども、かもだ通りの路面が非常に荒れているというような一般質問もございましたけれども、これはどのような改修をするのか、伺います。

それと2点目、ストックヤードの件ですけれども、最近はこちらへ行っておりませんが、以前は既設の門扉があったと記憶しておりますけれども、あの門扉では対応できなかったのか。どういう門をつくるのか。

それと、施設の面積、それと今後は閉鎖しましても、恐らく管理費という形で費用が発生すると思っておりますけれども、そのあたりはどうなるのか、お伺いいたします。

○加治木総合支所長（石原格司君） お答えいたします。

3点ほどあったと思うんですけど、まず、空洞調査の件ですけれども、場所でいいますと、いち松という飲食店がありますけれども、ちょうど網掛川沿いになりますけれども、ちょうどいち松の前に県が管理しております堤防敷の昔の堤の部分がちょうど市道として使用しております。その部分を今度、いけば市道として改めて改修するのに、昔の堤の部分に空洞があるんじゃないかと。空洞があることによって、本体の堤防の躯体に影響が出ないかどうか、その部分を念のために一応調査をするというものでございます。

それとあと、警察官の立ち寄り所ですけれども、これはちょうど網掛川の通り沿いに、網掛川のちょうど——網掛川沿いの通りになりますけれども、そこにあそこの浜通り、飲食店街のちょうどメインの通りになりますけれども、そこから西側にちょうど網掛川に突き当たった、大体そこら辺を予定しております。

そこにパトカーの専用駐車場をつくって、そのパトカーが専用駐車場をつくることによって、その周辺に1か所いけば警ら箱みたいなをつくりたい。その警ら箱を設けてそこに巡回をするちゅうような形でのスタイルをとりたいと思っております。

それからあと、道路の市道の改修ですけれども、市道の改修はメインとしましては、先ほど申し上げましたちょうど網掛川からメインのストリートになりますけれども、その部分の通常浜通線といいますけど、浜通線と網掛通線、この大体2つの通りをメインに、白線を引いて路側帯、それを設けてある程度歩行ができる部分を確保するということと、それと一応道路の舗装については、何らかの形で特色のある舗装はできないかというふうに今内部でも協議をしているところです。

今回の今度の測量設計におきまして、委託の中でそこら辺のところも一応協議したいと思っております。

以上です。

○市民生活部次長兼生活環境課長（仮屋隆夫君） 蒲生のストックヤードの門扉のことでございますけれども、現在は門扉はございません。チェーンで管理をしております。今回の補正で門扉を計上しておりますけれども、高さが1.5m、幅が約6mの門扉を計上しております。ワイヤメッシュとスライド扇状でございます。

それと面積につきましては、仮置き場が480m²でございます。全体的には10万651m²でございますが、仮置き場は480m²でございます。

それから、閉鎖後の管理費でございますけれども、12月で受け入れ中止にいたしますが、来年の3月までは現在粗大ごみ、不燃物がありますので、整理期間ということで3か月かけて管理人が1名配置しておりますので、整理をいたします。来年の4月以降は、主に雑草の除去とかそういう経費で管理をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○6番（湯之原一郎君） 1問目については了解いたしました。

このストックヤードの件ですが、隣接してゴルフ場があるわけですが、ゴルフ場がいろんな大会をする際、駐車場不足がいろいろあるわけですが、あそこゴルフ場に入る道と置き場はすぐ隣接しておりまして、駐車場への利用も可能じゃないかと思いますが、そういうゴルフ場への売却とかそういうのは検討はされていないのでしょうか。

○市民生活部長（木上健二君） お答えします。

駐車場としましては、あそこは一部コンクリートで下のほう塗っております。段差もあります。また奥のほうに行きますと、埋め立てですので地盤もそんなにかたくはないということで、駐車場にはどうかというふうに思います。

また今のところは、売却とかそういうものは検討はしておりません。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） これで湯之原議員の質疑を終わります。

120号につきましては、重複している質疑者が堀議員です。堀議員、ございますか。

○24番（堀 広子君） 港町の件でございますが、事業内容をお示しいただきました。それぞれの整備にかかる費用、それからいつ工事を始めることになって、いつごろ終わるのか、いわゆる工期についてお示してください。

○加治木総合支所長（石原格司君） お答えいたします。

事業費につきましては、具体的には大体7,000万から8,000万円ほどなるんじゃないかと思っておりますけれども、具体的には今度の測量設計、こういうことも踏まえた上での正確な数字が出てくると思うんですけども、あと工期につきましては、今度測量設計を3月末日までいたします。それまでの間にちょうど街路灯につきましては、維持管理につきまして商工会に委託するというに――委託といたしますか、委託をお願いするというじゃないか。そういうふうになりますと、商工会のほうとの維持管理に関する協定に関して協議を行わなければならないということで、その協議は3月の末日までに行いたいと思っております。

その後、4月に地元の自治会とかそういう関係業者、そういう方々に対して説明会を行う予定であります。それから、6月から11月までにかけて施工いたします。最終的には完成が11月の末日ということで、できれば12月上旬に点灯式という形でいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（玉利道満君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで議案第120号について、湯之原議員との重複項目の質疑を終わります。

次に、里山和子議員の質疑を許します。

○23番（里山和子君） 議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算について質疑をいたします。

19ページですけど、繰越金1億4,219万3,000円を補正し、総額5億8,470万6,000円になっているが、留保額はいくらになっているのでしょうか。

22ページ、財産管理費の4,221万9,000円は、須崎地区の公共用地を購入する経費ということですが、購入目的は何でしょうか。面積と坪単価はどうなるのでしょうか。

22ページ、情報管理費の745万3,000円は、デジタルテレビ放送の難視聴地域において、共聴施設整備を行う2つの組合に対する補助金が主なものとありますが、2つの組合とはどこのことを指すのでしょうか。

32ページと36ページは、田口議員と重複しておりますので削ります。

39ページの小学校の学校管理費100万円、中学校の学校管理費200万円の追加は、学校施設の修繕料とありますが、どこの学校の何を修繕するのか、それぞれ示していただきたいと思います。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 里山議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

なお、教育費関係につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）についての繰越金についてのご質疑にお答えいたします。

補正後の前年度繰越金の留保額は、9,760万3,000円であります。

次に、総務費の財産管理費についてのご質疑にお答えいたします。

今回の購入目的は、隣接地の企業への売却に伴い、今後の企業進出に備え購入するものであります。面積は2,528.79m²で、1m²当たり1万6,695円、1坪当たりでは5万5,000円であります。

次に、同じく総務費の情報管理費についてのご質疑にお答えいたします。

お尋ねの2つの組合の名称は、いずれも仮称であります。加治木町鶴原地区の「辺川中テレビ共同受信組合」と、北山北野地区の「北野テレビ共同受信組合」であります。この2つの地区につきましては、山間部にあるという地理的要因により、住宅周辺にアンテナを設置できるような良好な受信点が見つからなかったことから、1km以上離れた見通しのよい山頂付近に受信点を設定したところであります。

しかしながら、この受信点から各住宅にそれぞれ個別にアンテナケーブルを敷設することは、その後の維持管理等も含め効率的でないため、共同アンテナを設置するとともに、共同で施設の管理運営を行うほうがより効率的であること、また、耐久性のある高性能な機器を使用できる等のメリットがあることから、当初、高性能等アンテナ対策事業により整備を行う計画であったものを共聴施設対策事業に変更したところであります。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）についての学校管理費についてのご質疑にお答えいたします。

小学校の学校管理費の100万円は、錦江小学校のプールフェンスの改修、北山小学校体育倉庫の外壁と雨どい改修を行うものです。

また、中学校の学校管理費の200万円も、帖佐中学校のグラウンドフェンスの修繕、重富中学校のテニスコートの排水改修、各中学校体育館の水銀灯の取りかえを行うものです。

以上、お答えといたします。

○23番（里山和子君） 繰越金のことですけれども、あと約1億円あるようですけれども、今年度あと3月議会が来る、3月補正が来ると思いますけれども、大体約1億円ぐらいで足りるのかどうか、その3月補正あたりはどのような見込みになるのか、わかっておりましたらお知らせください。

それから、企業進出に備えて須崎用地を購入するということですが、坪単価はこれまでの単価と変わらないのでしょうか。企業誘致の予定が大体わかっているのでしょうか。そのあたりをお知らせください。

それから、共同アンテナのことですけれども、加治木町の鶴原地区の辺川中テレビ共同受信組合と北山北野地区の北野テレビ共同受信組合ということで、当初は見通しのよい山頂付近に受信点を設定したところであったけれども、これが不具合だということでまた変えられたということなんですけれども、予算的にはどのような差が出てくることになったのでしょうか、そのあたりをお聞かせください。

それから、学校の施設改修ですけれども、フェンスが何か傷んでいるということで、小学校も錦江小学校のプールフェンスと、中学校のほうでも帖佐中のグラウンドフェンスが取りかえがあるようですけれども、このフェンスの改修で小中学校を見渡したときに、まだあとどのくらいの傷みがあって、改修費がかかるのかということと、それから、この重富中学校のテニスコートの排水改修ですけれども、テニスコートのところだけは改修されるようですけれども、重富中学校の校庭は大変ぬかるみで排水が悪いですね。あれ全体を排水工事をしないといけないと思うんですが、その全面改修はいつごろになるのでしょうか。

以上です。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 繰越金についてご説明申し上げます。

繰越金の前年度の留保額は9,760万3,000円でございますが、3月補正につきましては、経常的な部分について申し上げますと、本来ならば年間で見込みを立てておりますので、減額になっていくはずでございます。すなわち歳出予算としてはそういう経常的な部分は減る方向に計上したいと考えております。

ただ、今から第4・四半期でございます。どういう——災害という大きな災害というのは来ないでしょうけれども、地震その他またいろんな土砂崩れ、そういう等も考慮しておかなければなりませんので、この留保につきましてはできるだけ持っておきたいなというふうな考え方を持っております。

あと、今回購入いたしました坪単価の関係でございますが、始良市土地開発公社からの購入の部分につきましては、簿価と言われる土地の単価、これは用地購入造成、そういうもの等を含んだ経費でございます。それとあと、公社経費というのがございまして、ほぼ同額でございます。

以上でございます。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご答弁申し上げます。

財産管理費の中で企業誘致の関係の企業の進出ですが、数社ということで今協議をしております。細かくは2社でございます。

それから、情報管理費につきましては、当初はテレビ難視聴改修事業につきましては、高性能のアンテナを各戸でつける部分と共聴の二通りがございますが、今回は高性能アンテナということで、1戸1戸想定していましたが、受信状態が悪いということで、共同での共聴アンテナですが、当初は1世帯当たり42万9,000円かかりますので、今回、加治木の鶴原地区につきましては、当初は514万8,000円と計画しておりました。今回は共聴になったということで、受信点から1,600m離れていません、そういう関係で1,200万になろうかと計画しております。

それから、北野地区につきましては、1世帯当たり42万9,000円ですので、4世帯ということで171万6,000円でしたけれども、受信点が1,100m離れているということで、事業費が860万になろうかと思えます。

以上でございます。

○教育部次長兼教育総務課長（室屋和孝君） お答えします。

まず、フェンスで今ほかに壊れているところはないかということですが、今のところそんなところはありません。

また、重富中学校の排水についてですが、一応テニスコートの南側については、既に河東議員の一般質問の中でもお答えしましたとおり、一応改修を行っております。

その後、またテニスコートのところがどうしても排水が悪いということですので、今回これを行おうというものであります。

それと、全面的にということですが、非常に多額の費用を要するものですから、これは今後検討していきたいというふうに考えております。

○23番（里山和子君） この企業の誘致の予定は2社ぐらいあるということですが、どのような内容の企業になるのでしょうか。

それから、共同アンテナのことですけれども、戸数は両方とも言われたですかね。戸数についてお知らせいただきたいと思います。前の方法と今度の方法とでどちらがどのくらい1戸当たりの予算的にはどうだったのか、そのあたりをお知らせください。

それから、重富中学校の校庭の排水工事というのは、河東議員も全体的に始良町の校舎の排水が悪いというようなことを一般質問されたんですけれども、重中は私もよく時々行くもんですから、雨の時期なんかは非常に悪いなあというのを特に気づくんですけれども、そのあたりを校庭が広いということはあるんですけれども、中学生は——中学生だけに限らないんですけれども、相当広範囲に校庭を使っているようですから、こういうところは急いで予算化の必要があると思うんですけども、そのあたりを、もうちょっと急いで予算化の必要があるのではないかと思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○教育部次長兼教育総務課長（室屋和孝君） 特に重富中学校のグラウンドは、ほかの中学校から比較しましてもかなり広がっております。それで、費用的にも相当の費用を要するというので、これにつきましては慎重に検討していかないといけないというふうに考えているところです。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご答弁申し上げます。

企業誘致の関係につきましては、機械製造と縫製関係でございます。

それから、情報政策課の関係ですが、戸数ですが、加治木の鶴原地区については12世帯です、12世帯、それから北野地区については4世帯です。事業費につきましては、鶴原地区が約2.3倍、それから北野地区については6倍じゃないかと思えます。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） これで里山議員の質疑を終わります。

次に、堀広子議員の質疑を許します。

○24番（堀 広子君） 介護保険特別会計保険事業勘定補正予算の質疑を行います。

1点だけになります。包括的支援事業費の130万円追加されています。社会福祉士（派遣職員）がどのように変わって、また変わった理由は何なのか、お伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 堀議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第101号 平成24年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）についての包括的支援事業費についてのご質疑にお答えいたします。

当初、大学新卒の社会福祉士を派遣していただく予定で給与負担金を計上しておりましたところ、介護現場での経験がある職員が派遣されることにより、給料及び各種手当にかかる負担金の追加が必要になったものであります。

以上、お答えといたします。

○24番（堀 広子君） 変更になった理由はわかりましたが、変更になって仕事の内容的には支障はないのかどうか、お尋ねいたします。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇裕君） お答えいたします。

この総合相談支援事業につきましては、高齢者が住みなれた地域で安心して過ごしていただけるように担当者を配置して行っております。

今回の負担金の部分でございますが、当初、昨年までの方が定年でやめられまして、新しく最初は新卒の方ということでお話ししてたんですが、やはり高齢者の方とお話をするということで、ある程度なれた方がいいだろうということで、経験がある社会福祉士を派遣していただくということで、仕事の面では以前、昨年度と比べて遜色はないものと思っております。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） これで堀議員の質疑を終わります。

以上で、日程第41、議案第100号から日程第45、議案第120号までの一括質疑は終わります。

これより議案処理に入ります。議案処理につきましては、さきに配付しました議案処理一覧のとおり処理いたします。

ここでしばらく休憩をいたします。

（午後3時19分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時24分開議）

○議長（玉利道満君） 日程第41、議案第100号 平成24年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）を議題とします。本案は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第100号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第42、議案第101号 平成24年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）を議題とします。本案は、さきに配付いたしました議案処理一覧のとおり、市民福祉常任委員会に付託します。

○議長（玉利道満君） 日程第43、議案第102号 平成24年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第2号）を議題とします。本案は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第102号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第44、議案第103号 平成24年度始良市地域下水道処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、議案第103号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第103号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第45、議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）を議題とします。本案は、所管部門を各常任委員会に付託します。

○議長（玉利道満君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は12月21日午前10時から開きます。

(午後3時28分散会)